

1. 議 事 日 程（初日）

（令和6年那智勝浦町議会第4回定例会）

令和6年12月11日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第17号 専決処分（令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認について	6
日程第5	議案第62号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について	8
日程第6	議案第63号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	9
日程第7	議案第64号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第65号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例	13
日程第9	議案第66号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）	23
日程第10	議案第67号 令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）	50
日程第11	議案第68号 令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）	51
日程第12	議案第69号 令和6年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）	54
日程第13	議案第70号 令和6年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）	55
日程第14	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	57

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	引 地 稔 治	2 番	吾 妻 正 崇
3 番	城 本 和 男	4 番	曾 根 和 仁
5 番	藤 社 和 美	6 番	西 太 吉
7 番	加 藤 康 高	8 番	東 信 介
9 番	松 本 和 彦	10 番	津 本 ・ 光
11 番	勝 山 則 子		

3. 会議録署名議員の氏名

8 番	東 信 介	9 番	松 本 和 彦
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄

税 務 課 長	増 田 晋
福 祉 課 長	仲 紀 彦
観光企画課長	畑 下 貴 幸
建 設 課 長	井 道 則 也
参事（消防長）	湯 川 辰 也
水 道 課 長	楠 本 定

住 民 課 長	太 田 貴 郎
こども未来課長	竹 原 大 二
農林水産課長	村 井 弘 和
会計管理者職務代理者	塩 崎 圭 祐
教 育 次 長	中 村 崇
病院事務長	寺 本 斉 弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事務局主任	上 仲 映 豪
事務局主査	北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔4 番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

また、本定例会では本会議の様子を撮影し、3 階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時 31 分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和 6 年第 4 回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時 31 分 開議

○議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

8 番東信介君、9 番松本和彦君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

7 番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果につきまして報告させていただきます。

去る 12 月 5 日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、報告 1 件、議案 9 件、諮問 1 件の合計 11 件となっております。

会期は、本日 12 月 11 日から 12 月 20 日まで、10 日間を予定しております。本会議 4 日、委員会

4日、純休会2日となっております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

報告は以上となっております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月20日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日から12月20日までの10日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところを御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行わせていただきます。

まず、12月14日、今週土曜日に民間ロケット「カイロス」2号機の打ち上げが予定されています。初号機同様、有料見学場には那智勝浦町に約2,500人の方々が来場される予定でございます。有料見学場である旧浦神小学校は、体育館跡地に駐車場を整備をし、老朽化したバックネットや体育倉庫の撤去、運動場の芝生化など多くの方々の協力の下、見学場の周辺整備を行い、受入れ態勢の準備を整えたところでございます。

また、このたびロケット打ち上げを応援をいただくため、「宇宙なんちゃらこてつくん」のこてつくんに宇宙・ロケット打ち上げ応援アンバサダーに就任をいただきました。たくさんの方々に宇宙とロケットの魅力を伝えられるように、ロケット打ち上げの応援により那智勝浦町を盛り上げてくれる予定でございます。

ロケット打ち上げ当日につきましては、前回同様、地域住民生活の支障や渋滞、事故等が発生しないよう、関係機関と協力し万全を期してまいりますので、御不便、御迷惑をおかけしますが、皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げますとともに、2号機のロケット打ち上げを応援していただければ幸いです。

次に、世界遺産登録20周年記念事業につきまして御報告をいたします。

世界遺産登録20周年を記念して開催された根津美術館での国宝「那智瀧図」の特別展示、東京大学での「自然への祈りと那智大滝」の開催に続き、当町においても「那智大滝と地域の未来」と題した記念シンポジウムを来年2月22日に開催する予定としてございます。

建築家の隈研吾氏をはじめ、熊野信仰に造詣の深い方々をお招きをし講演をいただき、改め

て那智大滝の歴史や文化的価値を知っていただく機会とし、シンポジウムを通して那智の滝と地域の未来について考えていただくきっかけとしていただければと考えております。

それでは、本議会に提案しております議件の概要につきまして御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は11件でございます。専決処分報告が1件、条例改正が3件、補正予算が5件、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議、人権擁護委員の推薦が1件でございます。

報告第17号は、令和6年度一般会計におきまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費に係る費用を補正したことについて専決処分の承認をお願いするものでございます。

議案第62号和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議につきましては、機構の共同処理する事務の追加とそれに伴う規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、コンビニでのマイナンバーカードを活用した印鑑登録証明書の交付開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第64号税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第65号給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道料金の改定と、これに伴い所要の条文を改めるものでございます。本町の水道に関しましては、施設の耐震化及び更新の費用や資材費、電気料金の高騰により現行の料金体系では経営が困難となっております。今後とも安全な水をお届けするため、今回39年ぶりに水道料金の改定について議案を上程させていただきます。

議案第66号は、令和6年度一般会計補正予算でありまして、主なものとしたしまして人事異動に伴う人件費の調整や障害者福祉に係る扶助費、小学校の遊具や給湯器の取替え工事、災害の備えとしてトイレカーの購入など増額の補正をお願いするもので、歳入歳出予算それぞれ9,990万4,000円を追加をし、予算総額112億2,722万7,000円とするものでございます。

議案第67号は、国民健康保険事業費特別会計補正予算であり、人事異動に伴う人件費の調整について補正をお願いするものでございます。

議案第68号は、介護保険事業費特別会計補正予算であり、人事異動に伴う人件費の調整や介護給付において補正をお願いするものでございます。

議案第69号は、勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算であり、現在は使用していない自家用電気工作物の低濃度PCB含有検査と処分費の補正をお願いするものでございます。

議案第70号は、水道事業会計補正予算であり、人事異動に伴う人件費の調整や備品購入費などの補正を行うものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上が本議会に提案をいたしました11件の概要でございます。その詳細につきましては担当

課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようよろしくお願いいいたします。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、諸報告及び議案の詳細説明とさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４ 報告第１７号 専決処分（令和６年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第４、報告第１７号専決処分（令和６年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。

報告第１７号専決処分（令和６年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号））した事件の承認について御説明申し上げます。

これにつきましては、本年１０月９日の衆議院の解散に伴います１０月１５日公示、１０月２７日投票日の第５０回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。令和６年１０月１０日付で専決処分をさせていただいております。

次のページをお願いします。

令和６年度那智勝浦町一般会計補正予算（第６号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,６６２万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１１億２,７３２万３,０００円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款１６県支出金の補正により、歳入合計で補正前の額１１１億１,０６９万５,０００円に補正額で１,６６２万８,０００円を追加し、計で１１１億２,７３２万３,０００円とするものでございます。

３ページをお願いします。

歳出でございます。

款２総務費の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

４ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１、総括として、このページの歳入と次の５ページの歳出についてそれぞれ１,６６２万８,０００円の増額をお願いしております。５ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出

金1,662万8,000円となっております。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2衆議院議員選挙費委託金1,662万8,000円は、この選挙に係る費用としまして県から交付されます委託金で、歳出予算額と同額を計上させていただいております。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目2衆議院議員選挙費、補正額1,662万8,000円につきましては、節1報酬から次のページの節18負担金、補助及び交付金まで、この選挙に係る費用としまして説明欄記載のとおり計上をさせていただいております。節1報酬196万9,000円は、期日前投票及び投票日当日の投票管理者と立会人等の報酬及び選挙事務に係る会計年度任用職員3名分の報酬でございます。節3職員手当等544万2,000円は、期日前投票及び投票日当日の職員の超過勤務手当等でございます。節10需用費145万8,000円は、投開票事務に係る文具費や食料費等で、備考欄のとおりでございます。節11役務費219万2,000円は、入場券などの郵送代、投票用紙分類機の読取りデータ作成手数料などとなっております。節12委託料141万9,000円は、町内153か所のポスター掲示場設置、撤去及び管理費用でございます。節13使用料及び賃借料390万9,000円は、備考欄記載のとおり、選挙事務に必要な物品の借上料などでございます。

8ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金14万3,000円は、期日前投票及び投票日当日の投票管理者と立会人等に係る非常勤職員公務災害補償負担金でございます。

9ページ以降にこの選挙費に係ります報酬、職員手当の給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第17号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第62号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税  
回収機構規約の変更に関する協議について

○議長（曾根和仁君） 日程第5、議案第62号和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） 議案第62号について御説明申し上げます。

〔議案第62号朗読〕

令和6年度から国税である森林環境税が創設され、その賦課徴収は個人住民税の均等割と合わせて市町村が行うため、今後滞納となった個人住民税が和歌山地方税回収機構に移管される場合、森林環境税への徴収を行う必要がございます。しかしながら、和歌山地方税回収機構の規約では、国税である森林環境税の徴収について明記されていないことから、今後森林環境税を含む滞納となった個人住民税の徴収ができるよう、回収機構の共同処理する事務及び規約の変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） すいません、これ、回収機構に1件幾らっていう費用を払っていたと思うんですけど、この条例改正で増えるっていうことは、1件幾らっていう、町が回収機構に払いやった費用っていうのは増えてくるんですかね。

○議長（曾根和仁君） 税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） お答えいたします。

回収機構の委託費だと思いますけども、特に変更は、影響はないということでございます。

○議長（曾根和仁君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） すいません、先ほどの説明の中で、住民税の一部として徴収するって言いやったかな。これは、多分町民1人1,000円の徴収になるやつかな、森林譲与税というのは。これ、ちょっとその辺住民税の一部としてっていう説明やったんですけど、その辺もうちょっと詳しく。

○議長（曾根和仁君） 税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） お答えいたします。

先ほど言われましたとおり、個人住民税の均等割と合わせて1,000円が徴収されるということになります。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 今まで均等割は回収機構で一緒になって、今まで均等割のほうは回収機構にも回ってなかったん。これで森林環境税がプラスされて、一緒になって請求できるような形で規約を変えるんか。よう理解できんのやけど。

○議長（曾根和仁君） 税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） お答えいたします。

令和6年度から国税である森林環境税が創設されました。その国税の徴収をする規定が和歌山地方税回収機構の中になかったものですから、今回改正することによってその国税の分も徴収できるようになるというふうな改正でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第63号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第6、議案第63号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第63号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、令和7年1月27日に開始を予定していますコンビニ交付に関連する事項につ

いて条例の改正をお願いするものです。

次のページをお願いします。

改正内容については新旧対照表で説明させていただきます。附則については、この条例は公布の日から施行するとさせていただきます。

次のページの新旧対照表をお願いします。

印鑑登録証明書の交付については、これまで印鑑登録を受けた本人または代理人が、印鑑登録証を持参していただき、役場窓口において印鑑登録証明書の交付の手続きを行っていましたが、コンビニ交付を開始するに当たり、第13条の印鑑登録証明書の交付申請に関する事項に第2項及び第3項を加えます。

まず、第3項ですが、こちらが印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する記載となっています。印鑑登録を受けた本人が4桁の暗証番号を記録したマイナンバーカードもしくは電子証明書に対応しているスマートフォンを利用してコンビニなどのキオスク端末において印鑑登録証明書の交付の申請をすることができると定めるものです。

第2項については、印鑑登録を受けた本人が、マイナンバーカードと4桁の暗証番号により役場窓口においても印鑑登録証明書の交付の申請をすることができると定めるものです。ただし、出張所においてはマイナンバーカードと4桁の暗証番号に対応する電子計算機がありませんので、役場本庁のみの取扱いとなります。

第14条、第16条については、印鑑登録証明書の交付、また申請の不受理に関する規定の改正を行うものとなります。

1月27日開始予定のコンビニ交付は、印鑑登録証明書のほかに住民票の写しの交付も可能で、手数料は役場窓口と同額の300円となります。町外のコンビニでも利用は可能で、取扱いの時間帯は、土曜、日曜、祝日関係なく午前6時30分から午後11時までとなっています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、一つだけ教えてください。

コンビニ交付ということなんですけど、コンビニもいろんな会社、種類があるじゃないですか。そのキオスクというか、その端末、それは全ての、いろんなコンビニありますが、使えるのかどうか、そこらはどういう形なのか教えてください。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） すいません、全国のコンビニに全てそのキオスク端末が置かれているかどうかというのはちょっと私も把握していないんですけども、一般的に言われているマルチコピー機か、っていうところのやつ操作になります。ですんで、ローソンなり、ファミリーマートなり、セブンイレブンであったり、サンクスであったりということで、大体のコンビニさんはそういうもんを設置していると認識していますし、またイオンとかでもマルチ端末を置いているようなところもあるみたいなので、そういう機械を置いているところであれば全国

どこでも交付可能というふうになります。

以上です。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） すいません、年取ると暗証番号っちゃうのをよく忘れましてね。ほんで今病院に行くと顔認証でそのまま行けるもので、コンビニもそれを取るとき顔認証でいけるんですかね。

○議長（曽根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） すいません、コンビニ交付に関しては顔認証は不可、利用できないというふうになっています。

○議長（曽根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第64号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（曽根和仁君） 日程第7、議案第64号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） 議案第64号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、那智勝浦町税条例を改正するものでございます。

説明は関係資料でさせていただきますので、関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正内容と枠線内は主な改正理由を記載しております。

第34条の7につきましては、寄附金税額控除を定めるもので、法改正に伴い公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするよう改正するものでございます。

次の第56条は、地方税法第348条の固定資産税の非課税の範囲について定めるもので、法改正に伴い、私立学校法の法人の定義の引用元である私立学校法の規定が同法第64条第4項から第152条第5項に改正されたことに対応するものでございます。

次の附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を定めるもので、改正後の地方税法附則第3条の2の3（改正前の同法附則第3条の2の4）の規定と同一の内容であり、今回、総務省税条例準則から削除されたことに伴い削除するものでございます。

附則としまして、第1条で施行期日を令和7年4月1日と定めてございます。ただし、第34条の7第1項の改正規定、附則4条の2を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律の施行の日に属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。第2条は、経過措置について規定したものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、34条の7のやつなんですけど、寄附金税額控除、公益信託で金銭等って載ってあるけど、これ例えば役場が土地を寄附されたときは金銭等って載ってあるさか、まず現金以外でもこの控除になってくるの。

○議長（曾根和仁君） 税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） お答えいたします。

ちょっとずれるかも分からないんですけど、役場へ土地を寄附するとかというのではなくてですね、公益信託銀行に信託するその資産のことを指してしまして、今回その、もともとそれも税額控除の対象となったんですけども、今回はその事務に係る経費の支出についても寄附金控除の対象となるという規定の改定でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第65号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第65号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 議案第65号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町給水条例（平成10年条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、本町の適正な水道料金の在り方について、令和5年7月31日付で那智勝浦町水道料金審議会に諮問を行い、本年3月6日に出されました審議会の答申を踏まえ改正するものでございます。

改正内容につきましては、別添関係資料の新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。なお、記載金額は税抜きでございます。

今回の答申では、料金体系について、用途別料金体系はその区分の判断が難しく、一方、口径別料金体系は維持管理に係るコストを口径に応じて使用者が負担するため、口径別料金体系への移行が望ましいとされていますので、用途別から口径別の料金体系に変更することから、新旧対照表1ページから3ページまでに記載しています第22条、第28条、第30条、第31条、そして第34条の条文と、表にございます用途並びに量水器使用料に係る文言を削除いたします。なお、用途に関しましては、口径別にすることで家事用、業務用を一般用として統一しますが、工事現場などで短期間使用する臨時給水用は別のものとして残します。また、28条、第34条の口径単位の記載につきまして、慣習的に用いられておりましたミリメートルの省略表記アルファベット小文字「m/m」をミリメートルの国際単位記号アルファベット小文字「mm」に訂正いたします。

新旧対照表の1ページ、2ページ、第28条料金の表をお願いいたします。

改正前の家事用、業務用、臨時給水用、それぞれの基本料金及び基本水量を越えた分の水1立方メートル当たりの超過料金につきましては、2ページの量水器使用料以外、口径の大きさや超過水量に関係なく用途別ごとに料金設定されていますが、改正後は量水器使用料を廃止

し、また家事用、業務用の用途区別もなくし、一般用として口径別の基本料金を設定させていただいております。

現在、口径13ミリで家事用の方であれば、基本料金1,100円に量水器使用料30円を加算した1か月の税抜き料金1,130円が改正後1,460円に、口径20ミリで同じく家事用の方は、基本料金1,100円に量水器使用料70円を加算した1か月の税抜き料金1,170円が1,500円となります。

このように、全体契約件数の約96%を占める口径の小さい平均的な使用水量の方であれば、基本料金が答申を踏まえた30%までの増額とさせていただいております。ただし、水を標準よりも多く使われる一般の方や口径25ミリ以上の事業者様など全体の割合から見て少数の方の中には、小口利用者と比べ水道施設や経費等への負担増を鑑み、基本料金と超過料金を合わせた水道料金が今月々お支払いされている額より30%を超える場合のある料金体系となつてございます。

また、一般用の超過料金につきましては、使用水量が11立方メートルから30立方メートルまでと31立方メートルから100立方メートルまで、そして100立方メートルを超える場合とに分け、近隣の市町や全国多くの自治体で採用されています使用水量の多さに伴い段階的に単価が高くなる逓増型の料金体系とさせていただいております。使用水量が基本水量の10立方メートルを超え、使用水量30立方メートルまでは、1立方メートル当たりの超過料金が改正前150円の3割増195円に、30立方メートルを超え100立方メートルまでは、1立方メートル超過するごとに210円の加算、この額は、近隣市町の単価の平均を参考にしています。そして、100立方メートルを越えてからは1立方メートル当たり300円の加算となります。この単価と口径25ミリを超える基本料金の額につきましては、今後収支が均衡するよう全体で3割の増収を図り、かつ小口利用者への配慮を目的に浄水を大量使用することによる水道施設や設備への負担と維持管理費用の増、そして動力費や薬品費などの経費増加を勘案し、大口利用者様に料金負担をお願いするものでございます。

次に、臨時給水用の新基本料金案でございますが、近年の実績では、年間係数で口径も25ミリまでのものがほとんどとなっておりますので、対象口径を25ミリまでとし、現行の基本料金8,300円に25ミリの量水器使用料80円を加算した額の30%増の新料金を設定させていただいております。なお、25ミリを超えるものにつきましては、工事現場などで短期間使用された後、長い年数がたつにつれ老朽化が進み管理に費用がかかりますので、施設の給水装置として加入分担金をいただき、口径別の一般用契約で料金を徴収させていただきたいと思っております。

続きまして、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第34条、加入分担金の改正についてでございます。

現在、改正前の表のとおり口径13ミリから200ミリまで10種類の分担金設定となっておりますが、一番大きい200ミリにつきましては過去から新設の実績が見当たらず、また配水量が大型テーマパークレベルのもので、場所によっては施設の能力上現実設置不可能なものとなっておりますので、改正ではこれを廃止するものでございます。

お手元に配付させていただいております別紙A 4縦置き、裏表1枚物の資料2ページのほう

を御覧ください。

新料金案と現行料金とのモデルケース比較を税込みで記載させていただいております。なお、使用水量につきましては、家族構成、洗濯機やトイレの機能、そして風呂、シャワー、掃除など個人の水の使い方によって異なりますが、厚労省や東京都水道局の調査によりますと1日に使う水量を1人当たりに換算すれば約250リットルと言われております。これを基に、世帯人数別の1か月当たりの平均水量の目安としまして、1人世帯で約8立方メートル、2人世帯で約16立方メートル、ただし3人以上の世帯になりますと1人当たりの平均使用水量が8立方メートルよりも減る傾向となっておりますが、使用する頻度や量には個人差がありますので、あくまで目安として家事用では1人当たり8立方メートルで料金比較させていただいております。そして、現行契約が業務用の場合としまして、観光や水産業の中でも大きく事業展開されている大規模事業者と同じく、観光や水産関係の施設で多く使われている口径40ミリの中規模事業者、そして個人経営の商店や飲食店などの小規模事業者につきましては、大、中、小規模事業者ともに年間総使用水量の1か月平均で料金比較させていただいております。

なお、用途別から口径別料金体系にすることにより、小口径で業務用契約されている個人経営の商店や飲食店などの方は、標準的な使用水量であれば、今月々お支払いされている額より安価となります。

恐れ入りますが、条例改正文にお戻りください。最後のページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日としまして、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。経過措置としまして、この改正規定による料金算定については、この条例の施行日前から継続して供給している場合において、施行日から令和7年7月31日までの間に初めて料金が確定されるものに限り、改正後の条例の規定にかかわらずなお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 今回のこの改正でですね、耐震化は進むんでしょうか。町政懇談会とかではそういう説明があったと思うんですけど、今の説明でちょっと僕は聞き逃した、あんまり出てこなかったんで、その辺の説明をよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 今回の改定につきましては、令和20年度まで年次ごとに重要施設や基幹管路の更新、耐震化事業費を設定した上で収支を計算させていただいておりますので、今後改正後は進めていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 耐震化が進むってことでよろしいですか。

○議長（曾根和仁君） 水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 予定しております配水池、あるいはメイン管路の耐震化を進めていくというシミュレーションとなっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この間、町政報告会のほうで水道課からのそういう料金改定の説明があったというふうに聞きました。私もその説明会のほうには、町政報告会のほうには行きたかったんですが、その周知の方法が1回の回覧だけで多分されていたんじゃないかなと思います。そのこともあって、それを見落として私はしまったんで、ちょっとその説明会、町政報告会のほうには行かなかったんです。そのやる日の日も、今日はどこかでこういうあれがありますという説明、町政報告会がありますという放送も一切なかったんで、全く状況を知らずに間に、終わってから後で、いや町政報告会あったよということを聞きましてびっくりしたんですが、ほんで、このときに町政報告会の中で町民の皆さんからこの水道料金の値上げについてどういう意見が出されたのか、そういうことをちょっとお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 今回の町政懇談会では、値上げに対する反対的な御意見などは各地区ともございませんでした。出された意見、質問としましては、今回の値上げで累積赤字は解消されるのか、多数の老朽管を更新できるのか、30%だけでは足りないのではないか、段階的に上げるのではなく一度に多く値上げしたほうがよいのではないかというような御質問と御意見がございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） その、私のほうは実はこれを、水道料金が値上げがされるということを聞きまして、水道料金のこの値上げについての答申、水道、どこですか、那智勝浦町水道料金審議会ですか、ちょっとごめんなさいね、ちょっと椅子がなかなか、すいません。

それで、その答申書が出されておまして、ここには適正な水道料金の在り方についてということで報告されております。この文章の中には、危機感の見地より苦渋の判断となりましたが、当審議会は下記のとおり答申いたしますとして、ほんで水道施設管路の老朽化、料金の負担増、いずれも使用者は憂慮を覚えます。よって留意されるべき事項を附帯意見として申し添えますということがあってですね、それでこの中で水道料金の今後の見通しの問題、それから改定に当たっての説明がされてるんですが、ここに、こういうふうに書かれているんですね。改定の、料金改定については、給水サービスを維持するために必要な施設管理、管路の更新、耐震化を計画的に実施する必要があることから、水道料金の増額改定はやむを得ないものとしますと。

しかし、その水道料金の改定率やその後の問題について、料金の体系について、改定の時期の問題でですね、こういうふうに書かれているんですね。改定の、これは僕、委員会のほうでこの資料は出ませんでしたので自分でホームページを開いてこれ取り出したんです。その中で

ね、改定の時期についてはこう書かれているんです。改定の時期については、議会説明、使用者への周知期間はもちろんのこと、この周知期間のことに関しましてね、だからね、その周知がされた、報告がされたということの中から、これでこの時期の改定が適切なもんかということに非常に、これ説明があった後、直後ですよ、もう改定が出されているのは。説明会、多分11月の末から12月の初めにかけてやられていると、町政報告会は、と思いますが。だから、そうなりますと、この周知する期間なんかほとんどなくて、今回の議会に提案されている、こうなります。ほんで、社会の、ここも大事です、社会の動向を見極め、慎重に伝えることが妥当と思慮します。こういうことを述べられているんですね。そうしますと、僕は今のこの社会の動向を見てといったときに、本当にそういうことを配慮して今回の改定がなされたのかなというふうに思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） まず、周知に関してでございますけども、まず、昨年広報3月号で2ページにわたって水道の現状と問題、そしてこれからについてと題した特集で、昭和60年から改定されていない料金を見直す時期となっていることを掲載させていただいております。また、今年の3月号では、適正な水道料金について審議する水道料金審議会を設置し、審議の状況についても記事を掲載いたしております。そして、今年の10月号では、施設の老朽化や近年の赤字経営の状況と審議会の答申を受け、料金改定に向けた準備を進めていることを掲載しております。このほか、今年5月末の区長連合会の総会におきまして、同じく施設の老朽化や近年の赤字経営の状況と審議会の答申を受け、料金改定の検討を行っている旨報告させていただきました。そして、先ほどの町政懇談会でも老朽管の更新や近年の赤字経営の状況と答申の内容をお示しし、料金改定への協力をお願いと一般的な口径の水道料金の改定額について報告させていただいております。

なお、適正な時期、改定の時期でございますが、近年続く赤字経営の改善と、今後、施設更新や耐震化を図るため、令和元年頃には料金改定の検討を行ってございましたが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の蔓延で一時期料金改定の検討を見送ってございました。しかしながら、このまま料金を上げずに現在の赤字経営を続けていきましたが、近々必ず料金を見直さなければごさいませんので、先送りすればするほど後の将来世代に今までの負債と今後さらに大きく膨らむ赤字のツケを回すこととなりまして、また仮に物価上昇が緩やかとなりまして、給水人口が減りますと今よりも経費と料金収入との差がさらに広がり、値上げ幅も今より大きな負担を強いることとなってしまいますので、今後も減少し続けると思われる給水人口などの社会動向を鑑み、これ以上先送りできないものと判断した次第でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この公共料金の値上げの問題で水道料金もそうなんです、この間ですね、千葉県で水道料金を値上げするという、テレビでもってかなりの方が、市民の方が、要は、使用者の場合はその各団体の役員だけじゃなくて、先ほど言ったように僕も回覧、広報の

やつは見ましたよ。見ましたけども、そういうことをきちんと説明する上では、口頭やいろんな場所での説明が必要だと思うんですよ。ほんで、そういう中で確かにそういう場では出されていて、一部の有識者と言われるような方のところには出されていたかもしれませんが、私は使用者である町民にしっかり徹底をするということがね、特にこの物価高の中で理解を得るためには当然必要なことだと思うんです。ほんで、特に僕はその千葉県のその件があってですね、どこでもそういう水道料金の値上げについてはされると大変だという認識はあるんです。これは何でかといいますと、日常的に水というのはね、命の水とも言われますから、そういう意味では一番大事な部分なんです。人間の直接命に関わる問題ですから。

そこでね、私もいろいろ調べてみましたらね、その千葉県の問題を多分、県として水道料金の値上げをするということから始まったんだろうと思いますがね、これ令和6年11月22日付の通達が出ているんです。これにはね、これ、重点支援地方交付金の通知についてということ、多分物価高騰に対する措置だと思うんです。そこへ向いて千葉県のほうでそういう水道料金の値上げの問題が出てきましたから、これは多分政府のほうでも大変だと思って慌てたんじゃないかなと思うんですが、その中にね、こういうことが文章があるんですよ。それで、推奨事業メニューを活用した支援に関する検討について。これをやって補正予算で、12月の補正予算で組めば、国として支援をしますよという内容のやつですね。これ、どこの課で受けられたんか知らんけど、これは多分、多分水道課ではこの通知は受けてないだろうと思って、ちょっと彼にも、水道局のほうに行ってこんなん出てるよと言って見せたんですけども、それはね、ちょっとほかの課で、本庁のほうの課でちょっと答弁をしていただきたいと思うんですが、この推奨の対象を拡大した上で、重点支援地方交付金のさらなる追加を行うと。その際、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、この次ですね、地方公共団体における水道料金の減免にも対応すると、こうあるんですよ。ということは、そこのところにも対応しなさいよと、そのことで予算を組むんであれば支援をしますよということが出てるんですが、こういったことは多分、総務課か観光企画か、物価高騰に対する支援の問題やからそこらになるんかなと思うんですが、そういう情報は通知は得られてないんですかね。それか、そのことに対して町長のほうにそういう報告がされてるんかどうか、そこらのところでちょっと分かって、もしね、そういう通達が下りてなかった気づいてないんだったら、こういう通達はいろんな細かいのがあると思いますんで、それはそれで率直に答えてもらうたらええと思うんですが、それちょっとお聞きしたい。

ほんで、それが活用できるとあればね、これは考えていかなければならないだろうと思うし、ほれでもしね、まあまあそういう交付金を受けられるようなシステムがもしあったのであれば、そういうところをいろいろシステムを探して、その上でこういう水道料金の値上げについて対応をされたのかということについてお聞きをしたいんですが、できたらそういう担当課のほうでそういう話があったんかどうか、それは分からなかったのか、そこだけちょっとお聞きしたいんですが。分からなかったら分からなかったで結構です。また、それはまた一般質問のときでもやりたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

重点支援地方交付金の追加についてということでの内閣府から、地方創生推進室からの通知でございますが、11月22日付の事務連絡でまいっております。その中に議員おっしゃられたような内容のことが書かれておりますが、現在のところ、その水道料金を減免するという方向では、この交付金の活用は考えてはございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 今回の料金の改定については現実的なもんやなと思うんですけど、全体的にその値上がりがするのかなと思ったら、この業務用をなくしてあるということは、口径の小さな業者というのは値下がりする可能性もあるのかな、これ。その辺、大きな業者さんっていうのは口径の大きいやつやからそうではないと思うんですけど、小さいお店とかというのは水道料金が下がるのかなという、その辺ちょっと。

○議長（曾根和仁君） 水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 業務用の方でも今回の改定によりまして小口径で使用水量が少ない方につきましては30%までにはいかない、あるいは今の額と同じ、それよりもさらに下がるという方がございます。もともと現行の業務用の基本料金が家事用に比べまして高価でありましたので、統一することによって下がってまいります。ちなみに、改定率が100%未満、つまり今よりも料金の下がる割合としましては約6.6%、586件ほどでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。

反対ですか、反対。

○10番（津本・光君） 反対。

○議長（曾根和仁君） 反対言って。

○10番（津本・光君） ただいまの水道料金に関する改定の在り方の提案については反対の立場で討論をしたいと思います。

ここに、令和6年、先ほども紹介させてもらった3月6日付で出された那智勝浦町の水道料金審議会の適正な水道料金の在り方についてという答申が出されました。先ほども言いました

が、これは私のほうがもう直接ホームページから出しました。この答申のほうには適切な水道料金の在り方について、先ほども言いましたが、いろいろ留意されるべき事項を附帯意見として申し上げますと、先ほどのときも言いましたが、そして、今後の水道料金の事業の今後の見通しについては、40年、50年からの経過をしているということで、施設管路が増えており老朽化が問題となっていますということで、今回の改定はやむを得ないものとするところまで行っているわけですが、私はその上で、料金改定についての問題で改定の時期については、先ほども言いましたように附帯意見のほうとしましても具体的な資料の作成や根拠の提示、これは広報等による丁寧な説明もされているということでしたが、もっときめ細かな対応を要望しますということもその中では書かれていました。そして、その中で一番私が気になりますのは、やっぱり今の時期の改定です。本当に今の時期にこのごみ袋の値上げをして、そして水道料金の値上げをする、公共料金の値上げは本当に私たち議会でこのまますすっと決めてええもんでしょうか。僕は、町民の立場に立っているんな面、いろんな問題での検討はし直さないかんと思います。

ほんで、そしてしかもこの決めるという時期が年末の、いわゆる町民の皆さんが一番出費のかさむ時期です。こういったときに公共料金の値上げを僕たちが簡単に決めてええもんかということを実際に僕は真剣になって考えないかんと思いますよ。ほんで、ごみ袋の値上げのときもそうですが、私、反対したのは私だけでした、残念ながら。けども、あのときにほんまに私の耳にもいろんなところから声が入りました。それが、ほかの意見の方のそういう誰も賛成してくれなかったんですかというのが圧倒的に多かったですね。だから、そういうふうに言いますとね、僕は今回の水道料金の値上げはね、改定の問題は、今の時期と合わせたらこの一番年末の大変な、皆さんが出費のときに悩んでいるときでしょう。しかも物価高騰だというときに、果たしてこれがええもんかどうかということをはんまに思います。

だからほれで、そういう中で恐らく先ほど事業者のことは言われましたけども、小さな事業者の場合、それは確かにそういうところも出てくるかもしれない、それでも一人で本当に節約している方たちっていうのはたくさんいるんです、町の中には。ほんで、今はね、夏の暖房の、いわゆる冷房をつけるだけでも我慢をしてくれよ、それで熱中症で亡くなる方おられるわけでしょう。水はね、やっぱり僕は命の問題だと思います。そしてこれはやっぱり公衆衛生上絶対なくてはならないのが水です。命に関わる水、関わる水なんです。だから、そういった意味で僕は、確かに大変な事態は分かりますが。

ほんでね、このときに水道法にこういう文言があるんです。第1条にね、正常にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするところなんです。ほんで、地方公営企業法、ここですよ、私たちはこの地方公営企業でやっているわけですから。第3条の経営の基本原則、経営の基本原則、ここにこういうふうに書かれているんです。常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと、こうあるんですね。これが僕は本筋だと思うんです。そのために国民の、先ほども言いましたが、国民の生存の上で本当に公衆衛生

は絶対に不可欠です。命と健康の問題です、水の問題は。だから、水道法は先ほど言いましたように水道事業の技術的、財政的な支援を求めているわけです、国にはね。国にはそういうふうに求めている。

しかしね、国の事業予算は、水道の事業予算は2001年以降、この2,000億円近い事業の予算が組まれていたんですが今回はずっと減ってきました。今の、去年の段階で決算からの統計を見ますと大体半分ぐらいに費用が落ちているんですよね、水道予算の。だから、そういう意味で言ったらこの水道予算、水道の耐震化予算はいつ起こるか分からないという状況の中で、本当にしっかりやっていかないかと思うんです。そのためにはね、地方だけでやったら地方はパンクします、パンクします。ほんでその中で、だからこそ国にしっかり要望を上げて、要望を上げて、そして何とかして、今能登の問題でもそうですよね。今あそこで一番困っているのはやっぱり水じゃないですか。あれは何かと言うたら、耐震化がきちんとできてなかった。ほんでこの南海トラフと違って向こうのほうは赤いでいるところがないんですよね、非常の場合の。だから、そういう状況の中で本当にこの太平洋側はきちんとそういうことで危険な場所というのをつくられています、向こうはノーマークやったということの中で今回の問題も起こってきているんじゃないかなと思うんです。そういう意味では、自治体任せにするのではなくて国に対してちゃんと要望も上げながら、そしてやっていかないと、やっていかないと、僕はほんまに地方の水道、水の問題というのは大変なことになると思います。

そういう意味では、ここのこれにも出ている回答書をね、私らは料金が改定がされるよという情報を聞いた段階で町長宛てに要望書も提出しました。値上げをするなど。ほんで、今回は基準外繰入れで取りあえず対応すべきだということを申入れをしました。しかしね、この回答書が出てるんですが、回答書からこう書かれているんですね。一般会計からの基準外繰入れを安易に行うことは独立採算制前提を覆しかねないものであり、困難であると言わざるを得ませんと、こうなっているんですね。けども、本当に今ここでいろんなところでの、私、前のときも言いましたが、剰余金を増やしてきて、そしてそれを基金に積み上げているわけですから、そういったものも活用しながら、本当に私はこれをそこで一定の食い止めをしていかないと、僕は料金値上げだけで対応をしていったら、その対応だけで考えていきましたらね、僕はほんまに、際限のない水道料金の値上げがこれから続いてくると思いますよ。そういう意味で、町民生活を守っていくという意味でも一般会計からの基準外繰入れも含めて検討を、当面の値上げの中止と、そして持続可能な水道事業とをされることを強く願っていて、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 原案に賛成の討論はありませんか。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） ちょっと先ほどの意見で簡単に上げるっておっしゃいましたが、39年上げてないんで簡単についていう決断ではなかったと思います。過去、現在、未来で考えないといけないと思うんですけど、39年上げてないということは、過去の上げれるチャンスを逃してて今

があるって僕は思います。この間の一般質問でもさせてもらったんですけども、20年前に20%上げてたら19億円でしたっけ、16億円か19億円お金が残ってたという数字がありますんで、1か月でも早く上げることが将来、未来へ向けて、未来に過ごす住民たちの安心した生活を守ることでありますんで、あまり現在にスポットを当て過ぎて未来を考えないっていうのは持続可能なまちづくりとしてはよくないことだなと僕は思います。

丹敷の湯とか、ごみ袋とか、いろいろ住民の反対に遭ったことも近々でありましたけども、それはちょっと説明不足から来るものかなと僕は思っていて、今回水道料金の改定は広報でも十分やってくれてますし、松本議員も一般質問で言って、僕も一般質問でさせてもらっているんで、十分な議論と十分な告知につながっていると思いますんで、そういった面で御理解をいただけるのではないかなと僕は考えております。そういった考えで僕は賛成の立場を取りたいと思います。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 原案に賛成の討論はありませんか。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 一応原案には賛成なんですけども、賛成のニュアンスが若干違いますので。

値上げに関しては私、基本的には反対です。しかし、今回審議会の答申もありまして、今回の料金改定については、この公営の企業会計として健全な経営をしていくためには仕方のないものかなと考えております。諸物価が上がっておりまして、住民負担をさらに増やすという形になりますので、ここは今後さらに経営改善をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（曽根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

休憩します。再開11時10分です。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10時53分 休憩

11時09分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（曾根和仁君） 再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第9 議案第66号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（曾根和仁君） 日程第9、議案第66号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第66号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,990万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億2,722万7,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款2の地方譲与税から次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額111億2,732万3,000円に補正額で9,990万4,000円を追加し、計で112億2,722万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

歳出でございます。

款1議会費から6ページの款10災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

新たに小学校スクールバス整備事業について、令和7年度までの期間において1,037万6,000円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、公共事業等から現年補助災害復旧事業まで、補正前の限度額、計14億8,648万7,000円に4,190万5,000円を増額し、補正後の限度額を15億2,839万2,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括として、このページの歳入と次の10ページの歳出について、それぞれ9,990万4,000円の増額をお願いしております。

10ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金2,832万円の増額、地方債4,410万円の増額、その他679万9,000円の増額、一般財源2,068万5,000円の増額となっております。

11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。総務課の関係について御説明いたします。

款2 地方譲与税、目1 森林環境譲与税、補正額は878万円の増額で、計で6,617万2,000円とするものでございます。令和6年度譲与税額の確定によるものでございます。

款11 地方交付税、目1 地方交付税、補正額は1,410万円の増額で、計で36億3,505万3,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

款22 町債、項1 町債、目3 農林水産業債から目9 災害復旧債まで、計で4,190万5,000円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。まず最初に、人件費全般の補正について説明申し上げます。

このページ、款1 議会費の目1 議会費から、35ページの款9 教育費の目1 社会教育総務費までの各科目の節1 報酬、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費、節8 旅費についてそれぞれ補正をお願いしてございます。これは、会計年度任用職員も含めた職員の4月1日付人事異動などによる調整に伴う補正となっております。一般会計の全体では、会計年度任用職員1名の増員により、報酬で279万3,000円の増加、また職員の退職や休職等により給料で909万3,000円の減額、職員手当で219万5,000円の減額となっております。また、共済組合負担金は、標準報酬月額の設定などの算定方法の改定により168万4,000円の増額となっております。なお、この後の各科目における人事異動等に伴う人件費につきましては説明を省略させていただきますようお願い申し上げます。

17ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節10 需用費、補正額で5万8,000円をお願いしております。町から各事業者などに支払いを行った際の振込通知に使用するはがきの印刷費の増額により補正をお願いするものでございます。節11 役務費9万7,000円の増額は通信運搬費で、郵送料金の改定により増額するものでございます。節18 負担金、補助及び交付金20万4,000円の増額は、退職手当特別負担金でございます。令和5年度中に退職された職員に係るものとなっております。

32ページをお願いいたします。

款8 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費2,323万2,000円の増額でございます。説明欄記載

の大型トイレカーを整備するものでございます。大規模災害による広域断水の発生下では、避難所のトイレの確保、管理は極めて重要な課題であり、避難所の環境改善、災害関連死対策の一つとして早急に進めるべき課題となっております。本町におきましても中核避難所を中心にトイレセットの備蓄を進めているところではございますが、今年発生しました能登半島地震においては、避難所のトイレ対策として移動式トイレカーが非常に活躍したこと、またそのことを踏まえまして、今年度和歌山県をはじめ県内の自治体におきましてもトイレカーの整備が進められていることから、本町におきましてもトイレカーの整備を行うものでございます。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

総務課防災対策室関係資料を御覧ください。A 4 縦置きのものでございます。

上段、トイレカーのレイアウト図でございます。男性用トイレにつきましては、小便器 1 基、ウォシュレット便座 2 基でございます。女性用トイレはウォシュレット便座 2 基でございます。図の一番下は多機能用トイレとなっており、入り口が階段のほか、車椅子用のリフトも備えております。ウォシュレット便座とオストメイトが 1 基ずつ、ベビーキープやおむつ交換台も備えるものとなっております。この資料の下段につきましてはイメージ写真となっております。

このトイレカーの使用につきましては、和歌山県が今年度整備したものと同様のものがございます。なお、通常時におきましてはイベント等の開催時に臨時トイレとしても使用したいと考えてございます。

議案にお戻りいただきますようお願いいたします。

38ページをお願いいたします。

このページから45ページにわたり、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明につきましては割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の分について説明させていただきます。

12ページをお願いします。

歳入です。

款14使用料及び手数料、項 2 手数料、目 2 衛生手数料の補正額498万円の増額は、指定ごみ袋に関する廃棄物処理手数料の実績見込みにより補正をお願いするものです。

20ページをお願いします。

歳出です。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 1 報酬の35万4,000円、節 4 共済費、説明欄の社会保険料 3 万1,000円及び共済組合負担金 2 万2,000円は、先ほど総務課長説明あった人事異動に伴うもの以外のもので、産前産後休暇職員の欠員を補充するために増額補正をお願いするものです。

次のページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の減額については、後ほど特別会計で説明させていただきます。

24ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節22償還金、利子及び割引料28万6,000円は、昨年度に実施した再エネ推進交付金事業に関する国庫支出金返納金です。個人事業者が高効率空調、給湯器への買換えを行う場合に補助する事業において、申請取下げ1件と実績による変更1件分を反映しないまま国に報告し、返還金が発生したものです。今後このようなことがないように注意していきます。なお、個人事業者に対する補助は取下げ変更を反映しており、補助金の交付に誤りはありませんでした。

次のページをお願いします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節11役務費、手数料68万2,000円は、歳入でも増額をお願いした指定ごみ袋に関する売りさばき手数料の増額で、当初見込み金額より実績が増えており、当初予算額454万円から約15%の増額をお願いするものです。

住民課分の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金550万円と、次の節3障害児施設給付費等負担金1,000万円、次のページをお願いします、上段の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節3障害者自立支援給付費負担金275万円と、次の節5障害児施設給付費等負担金500万円は、後ほど歳出で説明します障害児者に対する放課後等デイサービス費等の福祉サービスの増額補正に伴い、それぞれ国、県の補助金を受け入れるものでございます。

21ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節22償還金、利子及び割引料2万8,000円は、説明欄記載の返納金は令和5年度和歌山県自殺対策強化交付金の精算に伴う返納金でございます。

下段の目3老人福祉費、節10需用費130万円の増額は、デイサービスセンターゆうゆうの浄化槽の修繕料で、修繕内容は浄化槽内部を仕切っている隔壁の破損に伴う修復工事でございます。節27繰出金648万4,000円の増額は説明欄記載の繰出金で、介護給付費の補正に伴う町の負担分や人件費分でございます。

22ページをお願いします。

目7障害者福祉費、節12委託料116万7,000円は、説明欄記載の相談支援事業委託の増額をお願いするものでございます。

別紙の一般会計補正予算（第7号）福祉課関係資料を御覧ください。

まず、相談支援事業委託とは、障害者や保護者の相談、情報提供や助言、住宅入居支援、関係機関との調整など様々な支援を町内1事業所、町外2事業所に委託するものです。そのうち、町外2事業所への委託について、新宮東牟婁圏域が共同で取り組んでおり、委託料は人口や相談件数により案分して決定しています。

補正の理由ですが、今回の増額補正は消費税分に係る委託料を追加支払いするものでございます。相談支援事業は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となります。しかしながら非課税と誤認してしまい委託契約していました。今回の増額分は、町外2事業所が過年度分も含めた修正申告を行い消費税分を納付しており、その分の委託料を支払うものでございます。なお、町内1事業所は課税事業収入が1,000万以下のため消費税は発生していません。今後、このようなことがないように注意してまいります。

それでは、予算書の22ページにお戻りください。

節19扶助費3,100万円、説明欄記載の放課後等デイサービス費は、就学中の障害児に対し放課後や夏休み等において居場所を提供するもので、増額の理由としましては、1人当たりの利用日数の増並びに報酬改定や処遇改善加算率の引上げにより給付費が増加したため補正をお願いするものでございます。次の共同生活援助費は、障害者の方が共同生活を行うグループホーム事業で、利用者数ですが、前年度と比べ新規利用者が増加しており、現時点で3名の増、44名の利用となっており、増額をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料258万9,000円、説明欄記載の返納金は、令和5年度障害児施設給付費等負担金や、地域生活支援事業費補助金等の精算に伴う返納金でございます。

目10福祉健康センター費、節14工事請負費270万円は、説明欄記載のガラス飛散防止フィルム貼付工事でございます。

こちらも別紙の福祉課関係資料を御覧ください。

下段になります。補正の理由ですが、福祉健康センターは住民の健康福祉の増進並びに社会福祉事業の総合的な振興を目的としており、昨年度は年間延べ2万3,639名に利用いただいています。また、避難所でもあります。今後の災害に備え安全を確保するため当該工事を実施するものでございます。工事内容ですが、ガラス飛散防止フィルム貼付施工としまして、1階は事務室、ロビー、会議室、プール訓練室、機能訓練室ほか270.98平方メートル、2階は研修室、大会議室、ロビーほか106.85平方メートル、合計で377.83平方メートルのガラス面に施工するものでございます。

福祉課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君）　こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君）　こども未来課の関係について御説明いたします。

24ページ、下段をお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費、節22償還金、利子及び割引料56万2,000円は、過年度の出産・子育て応援事業交付金に係る国と県の負担分で、それぞれ額の確定による

返納金でございます。

こども未来課の分につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

11ページの下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項1 分担金、目2 農林水産業費分担金、節3 小規模土地改良事業費分担金22万5,000円につきましては、説明欄記載の事業に係る地元分担金でございます。詳細については歳出のほうで御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金、節6 小規模土地改良事業費補助金、補正額45万円の増額につきましては、先ほどの分担金に係る同事業で、県補助金2分の1を受け入れるものでございます。その下、節9 農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金、補正額132万円につきましては、説明欄記載の有害鳥獣捕獲の報酬に対する国、県の補助を受け入れるものでございます。詳細については歳出のほうで説明いたしますが、捕獲数の増加ということになります。

目8 災害復旧費補助金、節1 農林水産施設災害復旧費補助金、補正額330万円につきましては、説明欄記載の事業に係る2分の1を受け入れるものでございます。事業の詳細については歳出のほうで御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費、節3 職員手当等の説明欄の超勤手当でございますが、補正額8万2,000円につきましては、年度初めの職員が長期休暇に入り、その他職員の業務が増加というところの補正でございます。

目4 畜産団地管理費、節12 委託料の説明欄上段の低濃度PCB含有調査業務委託13万2,000円につきましては、下里天満の畜産団地にあります廃棄処分予定の変圧器等にPCBが含まれているかの調査委託料でございます。その下の廃棄物処分委託63万1,000円につきましては、その調査後の変圧器等の処分委託料になっております。

目6 小規模土地改良事業費、節12 委託料90万円につきましては、先ほど歳入でもありました長井区の用水路改修工事で、転落防止用の溝蓋の設置工事でございます。31メートルの設置工事を長井区へ委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項2 林業費、目1 林業総務費、節3 の職員手当等ですね、上から4段目、超勤手当でございます。先ほど農業総務費でもありましたように、年度初めに職員の長期休暇が入りましたので、その他職員の負担が増というところの超勤手当でございます。

目2 林業振興費、節7 報償費168万円につきましては、先ほど歳入でもありましたように有

害鳥獣捕獲の報償費で、今年は捕獲数がかかなり増えております。その内訳としましては、鹿の
わな捕獲165頭分と小動物20頭分の増額をお願いするものでございます。その下、節10需用費
22万5,000円につきましては、先ほどからありましたように、獣害よけの追い払い花火の購入
費でございまして、400本分の購入の増額をお願いするものでございます。節17備品購入費6
万8,000円につきましては、獣害対策用の軽トラのリース期間満了に伴い、車両の買取りを行
うための増額をお願いするものでございます。

目3森林環境整備費、節24積立金878万円につきましては、令和6年度の譲与税の配分の額
が確定したものでありまして、積立分を増額するものでございます。

27ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節10需用費207万7,000円の増額につきましては、関係資
料のほう、農林水産関係資料のほうをお願いいたします。

そちらの2ページをお願いいたします。

那智湾にございます灯浮標の灯具が切れておりまして、現在、応急処置で対応しております
が、図面のとおり、那智湾には県管理の灯浮標を含め10基設置しております。町管理につきま
しては赤線の上部の5基になります。今回補正をお願いするものにつきましては、図面の赤丸
の記載のブイでございまして、船舶航行上、早急に灯具の交換が必要なため、137万7,000円の
増額をお願いするものでございます。また、今後町管理漁港で予想される修繕料としまして
70万円分の増額をお願いするものでございます。

予算書のほうへ戻っていただきたいと思います。

37ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費につい
ては、財源内訳の変更でございます。

その下の目2林道施設災害復旧費、節14工事請負費660万円につきましては、林道大戸妙法
線災害復旧に係る工事費でございまして、こちらも資料のほう、先ほどの資料1枚目をお願い
いたします。

今回の災害につきましては、10月18日に発生しました大雨によるもので、のり面が崩落し林
道に堆積しております。災害場所につきましては、妙法阿弥陀寺から600メートルほどの地点
でございまして、被害延長は12メートルとなっております。工事の方法としましては、吉野熊
野国立公園第3種地域でございますので、環境省の指示もあつたことにより、モルタル吹付工
ではなく簡易のり枠工に加え在来種による植生を行う予定となっております。

以上、農林水産課の関係でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 観光企画課の関係について御説明させていただきます。

17ページの下段をお願いします。

歳出になります。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節7報償費で36万円及び18ページの節8旅費で

5万8,000円の補正につきましては、来年2月に世界遺産登録20周年記念シンポジウムの開催を予定しており、御登壇いただきます講師の方々に係る謝礼及び旅費の増額をお願いするものです。

観光企画課の関係は以上です。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係について御説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節10需用費87万6,000円は、町管理街路灯の修繕箇所の増によりお願いするものでございます。

31ページをお願いします。

項3河川費、目2河川改良費、節14工事請負費300万円と、節16公有財産購入費117万7,000円についてでございます。

建設課関係資料を御覧ください。

向かって左側が位置図、右側がその拡大図になります。場所につきましては、天満地区クリーンセンターの約500メートル手前、那智勝浦新宮道路の下をくぐったところでございます。現在、この左側の図面、位置図を御覧ください。既存水路1と既存水路2というものがございいますが、現在排水路、既存水路1が町道大谷線を横断して個人の敷地内に流れており、流末の処理ができていない状況です。そのため、今回町道沿いの用地を購入し、既存水路2のほうへ流末処理を行う予定でございます。赤色斜線部分が排水路の新設箇所で、黄色部分が用地購入範囲となります。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、説明欄4行目、超勤手当につきましては、火災等警防活動及び救急の2次、3次出動に伴う職員補充の増加、また過去最高であった前年度と比較して、11月末現在で約9.5%救急件数が増加したことにより135万7,000円の増額をお願いするものでございます。次に、下から2行目、救急出動手当につきましては、救急出動手当の増加により8万4,000円の増額をお願いするものでございます。次に、節17備品購入費、説明欄記載の消防用備品につきましては、半自動除細動器一式423万5,000円をお願いするものでございます。現在、救急出動に関しましては、3台ある救急車のうち2台で常時運用を行っています。その2台のうち、平成26年度に配備いたしました救急車積載の半自動除細動器のバッテリーを今年度整備予定でございましたが、当該バッテリーについては国内に在庫がなく、また本機器にあっては令和4年度末にサポートが停止されているこ

とから入荷の見込みがない状況となっております。本機器につきましては、致死的不整脈である心室細動を取り除くためには必須の機器であり、バッテリー不良による使用できないことが起きないように、今回補正予算で整備をお願いするものでございます。ただ、消防本部としてメーカーの状況及び在庫等を事前に把握していれば、早期のバッテリー整備、また当初予算での購入が可能であったことから、今後、機器の維持整備についてしっかりと管理してまいります。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明させていただきます。

7ページ御覧ください。

債務負担行為補正につきまして補足説明させていただきます。

現在、太田小学校、下里中学校の児童・生徒通学用として運行しておりますスクールバス29人乗りにつきましては、平成12年3月に調達したもので、24年を経過し経年劣化が著しく、更新をお願いするものであります。更新に当たっては、現在バスの納入状況が発注後1年程度かかっていることを考慮し、令和6年度中に発注を行いたく債務負担行為をお願いするものであります。

期間は令和7年度で、限度額は1,037万6,000円です。なお、購入したバスにつきましては、町内の関係学校の児童・生徒数を見ながら効果的な運用を図りたいと考えています。

14ページをお願いいたします。

歳入です。

款19繰入金、項1基金繰入金、目5森林環境譲与税基金繰入金159万4,000円につきましては、後ほど歳出で説明いたします款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節区分17備品購入費に充当するものであります。

33ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額1,282万6,000円につきましては、節区分14工事請負費、内容につきましては、遊具取替工事といたしまして2件分、宇久井小学校159万5,000円と下里小学校315万7,000円、勝浦小学校給食室給湯器取替工事といたしまして807万4,000円を計上させていただいております。遊具取替え工事につきましては、今年度専門業者による町内小学校の遊具の老朽安全性の点検を実施いたしました。その結果、緊急対応が必要な遊具につきまして撤去更新を行うものであります。宇久井小学校につきましてはブランコ、下里小学校につきましては鉄棒の一部とうんてい2台と平行棒1台が老朽化しており、それぞれ撤去更新する予定です。更新に当たりましては、児童数、利用状況も鑑み、鉄棒については9欄から4欄へ、うんていにつきましても2台から1台に規模を縮小して整備する予定です。勝浦小学校給食室給湯器取替工事につきましては、9月に業務用電気給湯器の故障が発生し、製造メーカーに問合せしましたが、給湯器は平成22年度の使用から14年経過しており、か

つ製造メーカー自体も給湯器事業から撤退しているということで修繕不可との返答を受けております。その後、地元ボイラー取扱業者に依頼し、2台あるうちのヒートポンプユニットの故障が判明、応急処置で片方の故障していない部分で現在運転をしておりますが、片側に負担をかけた状態でこれからお湯の使用量も増える季節となることから、早期に更新を図りたく予算計上をさせていただいております。

34ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、補正額372万2,000円に関しましては、節区分17備品購入費で、令和7年度宇久井中学校の学級編制で新1年生が人数増により学級が1クラス増の2クラスとなる見込みであることから、コンピューター室を普通教室に転用するため必要な校具、教材備品調達を行うものです。財源につきましては、その他財源として森林環境譲与税を充てることができるものに159万4,000円を基金を取り崩して充当予定です。また、地方債910万円につきましては、宇久井中学校長寿命化改修事業に過疎債を充当するため、財源内訳の変更を行うものです。

35ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目4 社会教育費、節区分3 職員手当等の超勤手当59万9,000円につきましては、今年度中村覺之助サッカー大会や勝浦生まぐろ市場オペラコンサートに係る合唱団の練習等新規事業に加えまして、体力づくり教室等につきましても、前回9月議会で回数増の補正をいただくなど事業が増加しており、当初の想定以上に人員の出動が増えております。年度末に向けて予算不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

36ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目3 体育文化会館費、補正額103万3,000円につきましては、節区分12委託料、低濃度PCB廃棄物処分委託で、こちらですね、体育文化会館に処分できていないPCBを含んだコンデンサー、こちら現在3基ありまして、令和8年度末までに処理期限と定められております。こちらもう既に調査済みでございまして、今回、9月議会におきまして総務課が廃棄物処理を行う予算を認めていただいておりますが、そちらに併せて廃棄物処理を行うものであります。

教育委員会の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 休憩します。再開13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時53分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曽根和仁君） 再開します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） すいません、先ほどの議案第65号に対する私の発言の中で、水道審議会の答申資料についてもらっていないという、ここで発言をしたんですが、実は私所管の委員会

ではなかったんでもらっていないというふうに勘違いをしておりましたので、改めて資料として受け取っておりましたということで訂正したいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ただいまの訂正について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、訂正を認めます。

では、議案第66号について質疑を行います。

5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） 32ページの大型トイレカー1台という、2,302万円、この件なんですけど、説明でイベントなんかにも使わせてもらおうと。こういう機械ものというか、常時使っているほうが余分な経費がかかってもそれはいいと思うんでそれは大賛成なんですけど、民間のイベントも結構あります。例えばレインボーフェスタとか商工会がしてくれやる夏祭りとか、そういうところからの依頼があったら出していただけるとかありますかね。そこら辺のことをちゃんと聞きたいなと思ひまして。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。トイレカーの通常時の使用についての御質問です。

基本的には、緊急防災ということで整備させていただくものですが、イベント等のときには積極的に活用していきたいというふうに考えております。こういったイベントでということなのですが、主催が那智勝浦町ではなくても、町がその事業に対して賛同できるような事業であれば、そしてまた、そのトイレが不足してトイレカーが必要と認められる事業であれば、それはお使いいただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） 本当にある一定の町民が集まるようなイベント、やっぱり私も何回か行きましたけど、トイレの不足とか結構あるんで、使っていただけるということ、やっぱり町民も喜びますし、そういうことを那智勝浦町が持つてあることでね、防災をしっかり考えている町やっというアピールできるのでぜひお願いしたいんですけど、そういう相談窓口じゃないですけど、じゃあどこに言うてたらええんやっというようなこともあるんで、ちゃんと部署を決めていただいて対応窓口、そこへ行けばいいよってということが分かるようなこともちゃんと考えといていただけたらと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

管理につきましては総務課防災対策室の管理になります。ですので、使用に関する御相談等につきましては総務課の防災対策室のほうへお願いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 11 番勝山君。

○11番（勝山則子君） 32ページの今の大型トイレカーのことなんですけども、私、3月にトイレトレーラーのことで一般質問させていただいて、今回こういうふうに提案していただいたのはうれしいんですが、トイレカーの中のトイレなんですけど、那智勝浦町は被災者が多いと思われるんですが、この5基で大丈夫なんか、トイレが5基で大丈夫か。また、女子も2つじゃ足りへんのじゃないかなって思うんですけど、そこはどのような感じでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

今回整備しますトイレカーにつきましては、資料等でお渡しさせていただきましたとおり、大便器のほうが多機能用も合わせまして5基になってございます。本町が被災した場合ですね、この5基で全てが賄えるということは考えてございません。その整備することによって、お互いに協力するネットワークが今後できていくんじゃないかというふうに考えてございまして、助け合いの精神で、被災したところにはトイレカーを派遣するし、そしてまた本町が被災した場合にはそういった援助を受けるということも想定しておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほど、今質問されたトイレカーのことですが、みなべ町で和歌山県下で初めて導入されたということで、私はトイレカーはいろんな意味でも必要は必要だ、特に能登のときにはこれは非常に大きな役割を果たしましたんで必要だと思いますが、防災計画の中でね、なるのであれば、なぜその防災のときのその会合、委員会とかでそういう問題が提案されなかったのかなと。いきなりぽんと送ってきて私もびっくりしたんですが。一つはそれがありません。

ほいで、そのときにみなべ町議会のほうでちょっと聞いてみましたら、賛否が同数で、最終的には議長裁決で決まったそうです。その中身はね、やっぱりもうちょっときちんと調査をしてから導入したほうがいいんじゃないかということが話の主だったと思うんですが、それであれば余計になおさらね、総務経済委員会のほうに防災の観点で話をされて、きちんとそういう対応をされた、計画的に対応をされたほうがよかったんじゃないかなというのの一つと。

それから、トイレカーについてはトレーラーのトイレカーもあるようで、大きめのやつですね。そうしますと、今質問もあったようにちょっと少しでも人数を多めに対応できるんじゃないかなと、そういうトレーラーのトイレカーの導入もあったんじゃないかなというふうには思うんですけども、そこらはそういう防災の中で意見が出てれば、提案されていけばそういうのを一度見てみるとかということも含めていろいろ考えられたんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず最初に、トイレカーに関する町の地域防災計画における記述でございますけども、トイレカーそのものに関してずばりと書いたものは防災計画の中にはございません。ただ、避難所の生活において要配慮者の介護及び性別や子供に配慮したスペース、こ

れはもちろんトイレも含まれるものでございますが、そういった場所を確保するという防災計画における記述がございまして、そういった意味からトイレカーの必要性が計画されているものでございます。

それからあと、トレーラー型のものということでございますけども、導入に当たりましてはトラック一体型、それからトレーラー型といったことでこういったものにするかということを検討したものでございますが、トレーラー型にしたからその便器の数が増えるということはありませんでした。ただ、それを牽引するに当たって免許が必要になることから、なかなかそういった、これを運用するに当たっての免許も必要になること、そういった機動性のことを考えて今回提案させていただいた形としたものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

自席で。

○10番（津本・光君） トレーラーの置く場所ですね、どこを考えておられるのかなというのも気になるんです。結構ね、ああいうような大型のやつですから。

それと、やっぱりあと維持費ですね。どのぐらい維持費がかかってくるのかというようなことも詳細は紹介されていませんし。ほいで、大型のトレーラー、大型のトレーラーのトイレカーがあるというのであれば、例えばそのこういう比較をしたんだけどこっちのほうがやっぱり有効的だということで判断したとかというのが資料とかはぜひそれやったらつけてほしかったなという気もするんですが、そのことも含めて維持費の問題と、どこに置くのかという問題もあると思いますんで。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、置場所ということでございますけれども、基本的に何も無い場合、ときにおきましては安全な場所での保管ということで考えてございます。

それとあと、維持、維持費でございますけども、これは先行して導入した自治体がございますして、そちらの令和6年度の維持に関する予算というものを参考にいただいております。それによりますと、まず車検の費用でございますけども、車検の費用が年間約12万5,000円程度、それから架装部分の修繕費で10万円、通常修繕料で3万円、それから保険代が4万3,000円、あとはくみ取り手数料等になってきます。くみ取り手数料につきましては、これは通常のイベントで使う場合ですね、その受益を受ける部署がそれを支払うということでこの先行自治体では予算措置されているものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほども言いましたように、トイレカーの必要性は能登の教訓からも大事だと思いますし、必要だと思います。それに当たってですね、お互いにその有効活用と言うんですか、災害があったときにはお互いに支援し合うということで大事だと思うんですが、その場合に、やっぱりほかの市町村なりにそういういろんなところでの声を掛け合いながら、そ

ういう一緒になってそういった防災のあれを進めていくことも被災したときへの対応を考えると必要ではないかなと思いますので、今後そういった横への働きかけですね、各市町村への働きかけ、一緒にもって広げてお互いにそういう助け合いをしましょうということでの取組もぜひやっていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） このトイレカーのその維持に関する補助なんですけども、和歌山県の町村会のほうが、1回限りでございますが年間100万円という補助を補助していただけるということでお聞きしております。それらのことを受けまして、県内の自治体でも今後トイレカーの整備が進むということで考えてございますので、その助け合いという部分につきましても、今後何らかの協定等が進んでいくのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません、27ページの需用費の207万7,000円のブイの件なんですけど、こちらのブイは昨年度も同じところが切れたところなのかどうかというところを教えてくださいのと、もし度々切れているような箇所でしたら、何らかの補強をすとかして度々起こらないようにして、少しでも需用費が減るような工夫をしていただけないものなのかなということをお答えいただきたいです。

それで、続けまして32ページ。

私も同じくトイレカーのことについてお聞かせいただきたいんですけども、報道の新聞のほうで購入先について、他の市町村はある団体のところから購入されているというところを読んだ気がするんですが、本町に至っては単独で購入されたというところを読みました。それ、何か有利な点があるのか、またその団体から購入しないことによって不利益がないのかということをお聞かせください。

それであと、33ページの勝浦小学校の給湯器の取替え工事についてちょっと教えてくださいんですけども、この800万円になる積算根拠が何に至ったかということと、あと今ヒートポンプユニット2台設置の1台でのみ稼働ということなんですけど、そうしましたら、給湯量としましては現在のヒートポンプユニット1台分での湯沸かしで事足りているというふうに見てとれるんですが、この積算根拠がヒートポンプユニット2台分でボイラー等の積算をしているのかどうかということと、あと勝浦小学校、避難施設にもなっているかと思うんですが、これに使用する燃料がその避難で使用する設備と汎用性があるような考慮がされているのかということをお聞かせください。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産関係のところ、水産業業務費の修繕料ですね、那智湾の灯浮標ということですけども、資料のほうを少しまた手に取っていただければというふうに思います。

この灯浮標の灯具の取替え費としましては137万7,000円になっております。御質問がありましたのは、昨年ちょっと補正でいただきました灯浮標全体の取替え、そのところと同じ場所なのかというところでございますが、資料のほうで少し御説明させていただきますと……。

すいません、昨年補正で取り替えさせていただきましたのが、今回修繕ブイの隣、金光坊島のほうに当たりますところが昨年取替え、全取替えさせていただきました。今回の灯浮標の灯具の部分の取替えが今回示されている修繕ブイというところでございます。ちなみに、こちらの修繕ブイの全体の取替えは平成30年にしております。過去のをちょっと少し調べておったんですけども、この2か所がですね、やはり修繕の頻度が多いということで、恐らく波の当たりであつたりというところなのかなというふうに思っております。先ほど今回これからも頻繁にないようというところでありましたので、実は県管理のブイも同じ業者を使っておりますので、県と連携し、そしてまた業者にも何らかの対応をできないかということで今後協議してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） トイレカーの調達に当たっての御指摘の団体の件についてでございますけれども、その団体につきましては、助け合いの理念に立ちまして震災や災害などを支援する方々をサポートし、もって事故や災害の防止及び事故や災害後の復興を支援することを目的とするということがホームページ上に書かれております。全国で23自治体がこの当該団体に参加して、そしてトイレカーの整備を行ったということでございます。

本町におきましても、整備の方法としましては検討をいたしました。その結果でございますけれども、和歌山県が今年度整備しましたが、和歌山県においてはこの団体を介せず整備しているという点、それからあと、整備費が高額になるという点、それからあと、レイアウト、架設するレイアウトに小便器を選択できなかったという点、また今後県などを中心としまして支援のネットワークが整備が期待されるという点、以上のことが考えられることから今回単独での整備ということで実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 勝浦小学校の給湯器についての御質問でございます。

まず、積算についてどのように行ったかというところなんですけれども、現行機器に関しましては電気式の給湯器ということでございます。そちらのほうですね、今考えられ得る種類の設備でいきますと、現行の電気、それから灯油、さらにはガス、この3種類の選択方法がございました。その中で、電気に関しましてはランニングコストが安いんですけども、やはりその初期投資というところで高額になり得ると、また修理に関しましても地元の業者で対応できる部分もあるんですが、基本的にはそのメーカーから来るというところで、メーカー等の対応に関しましてもこれまでの業者の中では遅れとか費用がかかったりという面がございました。ランニングコストでいきますとその次に安くなるのが灯油というところで、そこで灯油のところで関係業者の方と相談しまして見積りのほうをさせていただいております。具体的には、機器設

備等を含めました直接工事費で560万円ほど、あとはこちら現場管理とか一般管理とか、そういったものを乗せた中で工事価格として734万円、それに消費税がかかりまして工事費計で807万4,000円、こちらのほうは建設課のほうに相談した上で費用のほうを算出させていただいております。

それで、現在2基のポンプのうち1基が止まっている、それで十分じゃないかというところなんですけど、電気式給湯器に関しましては温めたものをタンクのほうにためて使うような形にしております。当然、タンクの中の不足とかそのタンクの中の容量を作るのにはヒートポンプで温めるわけなんですけども、やはりその稼働時間が2台より1台になると長くなってしまうというところの中で、現場におきましても給湯温度をぬるめにするとか、あとは効率を考えればお湯のほうがいいんですけども我慢できるところは水でというところで、緊急の対応ということではいただいておりますが、その部分は調理員さんのほうには負担をかけているところでございます。

最後に、避難施設との燃料というところなんですけども、こちらに関しましては灯油というところで、例えばクーラーありましたよね、体育館で使う、スポットクーラーですか、ああいのはガスになりますんで、そことの併用が難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません、給湯の件で少し聞きたいんですけども、コスト面で1番電気、2番が灯油で3番がガスっていうふうな認識かと思うんですが、コスト面だけで考えるとそういうふうになるのかもしれないんですけども、先のことで考えると、もしそのクーラーがガスっていうことでしたらガスの検討というのも必要かと思うんですけども、ガス自体が高いっていうふうなことで検討されなかったということなんでしょうか。それとあと、ヒートポンプユニットが今現在1台でやられているっていうところで、実際給食調理されている間の給湯量についてはマックスで考えているのか、それに合わせて今回の給湯設備の金額を積算されているっていうのかっていうところをもう少し教えてください。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） お答えさせていただきます。

ランニングコストなんですけども、具体的にうちの使用量とかに合わせて測ったものではないんですけども、一般的にはその電気と比較しまして灯油が1.2倍、ガスは2倍ほどかかるっていうふうなところの中で、ガスについてはやはりコストというところで見送らせていただいております。

あとは……

〔「給湯器の給湯量」と呼ぶ者あり〕

すいません、給湯量に関しましては最大のものということで考えさせていただいております。

○議長（曾根和仁君） 9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません、給湯量って、今実際積算するのに1日何立米要るとかっていうのがもう出てると思うんですけども、それは開示されるものではないってということですかね。

それと、もしどちらにしましてもその給湯量を根拠として今後の児童数の減少とかそういった形で先を見て投資していただくほうがいいかと思います。それと、ガスが2倍ということなんですけども、ガスの熱エネルギーとかでボイラーによったらエコノマイザーがついててそっちのほうが大丈夫ですよっていうふうなことがあるかと思うんで、その積算された業者さんが灯油を推すのが、もし燃料の1.2倍っていうところだけを見るんでしたらもう少し検討していただけたほうがいいのかなと思います。ちょっと給湯量だけもし教えてもらえるんやったら教えてほしいです。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） すいません、ちょっとその1日の給湯量というのは今持ち合わせてございません、申し訳ございません。

その、今後の児童・生徒数、そういったところも考えていく必要は当然あると思いますので、実施に当たりましてはまずそういった面も含めて考えていきたいと思います。ただ、勝浦小学校、給食施設の中では調理員も今一番最大おる拠点となっておりますんで、そういったところも総合的に考えて実施に向けて進めたいと考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） すいません、7ページの債務負担行為補正の小学校スクールバスについてなんですけど、金額から、これ推測の域なんですけども、マイクロバス1台の買換えというふうに推測しているんですけども、町内のスクールバス、経年劣化を起こしているところ、例えば今、勝小で使っている分、そして太田小・中学校で使っている分、2台がかなり経年劣化を起こしているなというふうに判断しているんですけども、具体的にこれ1台ということはどちらの路線のバスの買換えになるのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） スクールバスについての御質問でございます。

先ほど説明させていただきまして、町内の学校の児童・生徒数を見ながらということなんですけども、今現在一番、一度に乗る人数が多いのは勝浦小学校のところでございますんで、そのところへの導入というところでまず第一候補としては考えております。

あと、町内の、すいません、バスの状況ですけども、先ほど説明させていただきましたように太田小、下里中の太田線、こちらが平成12年導入のものでございます。その次のものとしまして、勝浦小学校、勝浦線、こちらのほうが平成23年3月に導入しております。今、一番新しいものに関しましては下里小、下里中、平成25年、こちらの導入とこのような状況になっております。

以上でございます。

〔「どこを買換えるの」と呼ぶ者あり〕

買換え。買換えにつきましては、太田のものを買換えまして、勝浦線の、勝浦小学校のほうの太田のほうへ配置しまして、新しいものに関しましては勝浦小学校のほうへ配置というふうに考えております。こちら、人数の関係ございまして、今回買換えするのが29人乗りということで、残りの2台については26人とそういったところもございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） 太田線のほうも26人乗りで間違いはないかな。あれは29人でなかったですか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） すいません、現行が29人ですね。

○議長（曾根和仁君） 6番西君。

○6番（西 太吉君） ということはですね、定員、輸送量一緒なのにわざわざ勝浦へ持ってくる、新しいのを勝浦へ持ってきて勝浦で13年使うた分を太田へ持っていくということになるんで、これ勝浦やったら走れんけども太田やったら走れるということなんではないかな。

今ははっきり言うて一番傷んでいるのは太田の小・中学校で走っている車だと思います。私も防犯パトロール等であの辺よく回るのでバスも何回も見せていただきますけども、かなり傷んでいる状態は間違いなくと思います。なので、輸送量が同じであれば太田へそのまま導入ということでもいいんじゃないかな。わざわざ勝浦へ持っていく必要もないと思いますし、新車をそのまま太田線へ置き換えて運行するのが常やと思います。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） お答えさせていただきます。

勝浦線につきましては、現在27名の方の御利用があります。そちらが朝につきましては一度に運ぶというところで、さらに来年度につきましては2人増加しまして、予定ですけども29人になるというところであります。現行モデルが26人というところで、カウント上、12歳以下の子供様に関してはその3人を2人というふうなカウントっていうところもあるんですけども、保護者の方からも安全面からできるだけ新しい、余裕を持ったといいますか、1人1席というふうな形の運行を求められていますので、それで……。

太田に関しましては、こちらに来る便と帰りの便がございますので、そういった中で人数的余裕ございますので、26人のものを太田のほうへ回すと、そういうふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 22ページの7番、障害者福祉費の19番扶助費の部分なんですけれども、ちょっと放課後デイなどデイサービス2,000万円と共同生活援助費1,100万円で結構大きな金額で、説明もいただいたんですけども、ちょっともう少し詳しく教えていただけたらなと思い

ます。

それとあと、その下の10番の福祉健康センター費の14万円、工事請負費270万円、ガラス飛散防止フィルムの件なんですけれども、これ藤社議員が一般質問してくれていたと思うんですが、これ何か僕の今まで短い議員のあれだと当初予算とかに組み込まれるものなのかなという感覚なんですけれども、補正でちょっと急いでいるイメージがあるんですが、その辺は何かあるのかというのを教えていただきたいのと、このフィルムは断熱効果といいますか、暑いときは涼しくなって、涼しいときは暑くなるみたいな効果の……。

違いました、違う、寒いときは温くなるみたいな効果はあるのかなって、教えてください。

あと一点、太田の学校関係の件なんですけど、これですね、33ページの遊具の不具合で計上してくれててすごく助かるんですけれども、僕学校開放に行ったときにですね、太田小学校の滑り台も使用中止になっていたと思うんですけど、今回こちらに入っていないと思うんですが、その辺を教えてください。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

もう、言うたら。

○教育次長（中村 崇君） すいません、太田小学校の滑り台に関してなんですけども、滑り台に関しましては滑り口が2基あるうちの1基が危険というところで、そちらにつきましては現計予算の修繕費のほうで危険なところを撤去してそのままお使いいただくような形で対応しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えさせていただきます。

まず、放課後デイサービスの増加の理由についてもう少し詳しくということでございます。先ほど簡単に説明させていただいたんですけれども、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

議員おっしゃいますように、昨年度も結構な補正をさせていただいたわけなんですけども、今年度もまた補正ということになっています。今回理由、3つほどございます。まず1つ目が、1人当たりの利用日数が増加して給付費が増えたということなんですけども、利用者の実人数につきましては対前年度であまり増加しておりません。1名程度の増になっております。ただ、1人当たりの利用日数ですね、詳しく言いますと、令和5年の決算では年間6,213日、これ43名利用しております。1人当たりでいきますと144日になっています。令和6年度の決算見込み、まだ半年しかたってないんですけれども、決算見込みでいきますと年間6,764日、そして44名ということですので、1人当たり154日ということで、1人当たり年間10日ほど増える計算になります。そういったことで給付費が増えるっていうのが一点です。

そしてあと、報酬改定の年になります。今年は3年に1回の報酬改定になっております。4

月 1 日から適用されているわけですが、例えばですけども、事業所によっては手厚い支援サービスを行えるように定員区分の見直しを図っていくという事業所もございます。そういったことで多くの加算が取れるようになっておりまして、一部の事業所では給付費が大きく増えているという事業所もございます。報酬改定に伴う給付費の増というのがもう一点でございます。

そしてあと、処遇改善、もう一点がですね、処遇改善加算率の引上げによる給付費の増というのがございます。これも報酬改定の一部にはなるんですけども、これについては 6 月 1 日からの実施ということになっておりまして、この分でも福祉関係職員の人材確保に向けた職員の処遇改善のためということで、職員給与ベースアップを支給、支援分として給付費に対する報酬加算というのが 6 月 1 日から実施されております。金額についてはちょっと算定はできないんですけども、そういった点で給付費が増えているということになっております。

そしてあと、福祉健康センターのガラス飛散防止フィルムの貼付工事でございます。これの予算計上時期についてでございますけども、福祉健康センターにつきましては年間 2 万 3,600 人程度の利用ということで、今回災害に備えて早めに実施したいということでお願いしておりますけども、当初予算すべきであったのではという意味ではおっしゃるとおりでございます。予算編成の都合等もございます今回の補正をお願いをさせていただいております。

そして、断熱効果についてですけども、あればいいんですけども、それはありません。一応 UV カットのみで飛散防止ということで、そういう機能になっております。

以上でございます。

すいません、もう一点言い忘れていました。

あとは、放デイにプラスしまして生活援助費、こちら 1,100 万円ということで補正させていただいております。これは障害者の方のグループホーム事業になるんですけども、1 人当たり、昨年度より先ほど 3 名現時点で増えているということで整備させていただいております。全体で 44 名の利用ということで説明させていただいております。1 人当たりのサービス費なんですけども、前年度決算でいくと大体 1 人 240 万円になります。一応 3 名分ということで 700 万円程度の増になるんですけども、加えて先ほど説明させていただきました報酬改定の分であるとか、今後の新規利用分も少し見込んで少し多めの補正ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） すいません、何点が質問させていただきます。

ちょっと気になったんで歳入の件なんですけど、県支出金の中で 13 ページの有害鳥獣捕獲支援事業、これ今回、今年は何か獣害の被害が多うて、その多分捕獲数も増えるんやと思うけど、これ上限があるのかなと思ってその辺が一点と。

26 ページですか、これも森林環境整備費の中で、これ多分獣害関係のことで基金で聞いたんですけど、その辺もう一回説明お願いします。

次のページで27ページの水産の件で修繕費の207万円ですか、これ結構、多分県と同じブイを使ってるんやと思うんですけど、あそこの2つだけ波きついからいつも壊れるんですけど、同じ機種じゃなかったらあかんのか、別の例えば波に強いとか壊れにくいとかというのがないのか、その辺検討されてあるんか、県と同じブイが並んであるんで同じブイじゃなかったらあかんのか、その辺検討されたんかというのと。

32ページのトイレカーなんですけど、勝山議員と同じで、僕も被災者の多い町なんやさかと思うんですけど、使うに当たってはバキュームカーで中のものを多分吸い出して処理するような形やと思うんですけど、多分これ一番使われるのが災害後、津波の後とかってというのが一番使われると思うんですけど、現実的に例えばバキュームカーが機能せなしたら、本当にちょっとの使用量でしかできねんなとちょっとと思うんで、トイレカーの中には多分グレートンクがあって、直接例えば処理槽の中に入れたら処理できるような機種もあるんやと思うんですけど、その辺は検討されたんか。バキュームカーがなかったらもう使えんようになってしまうんかがそれ一点と。

33ページのその給湯器の話なんですけど、灯油やということになってあるんですけど、災害協定を結んであるさかい灯油は今でもあるんやと思うんですけど、地下タンクが、災害協定結んであると思うんですけど、現実的に災害が起こったときって、避難所なんで学校の給食の給湯器設置やと思うんですけど、災害のことを、避難所なんで災害のことを思ったらガスのほうがええんと違うのかなと思うんですけど、その辺の検討は避難所としての検討というのは学校側でせえというのはちょっとおかしいんか分かんんですけど、その辺は検討されてあるんかというのをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産関係でございます。3点ほどあったかと思います。

まずは、13ページの鳥獣害捕獲に対する補助ということで今回132万円上程させていただいておるんですが、すいません、ちょっと詳細については控えたいんですけど、恐らく県にこちらから要望調査といいますか、送ってですね、予算の範囲内であるところであるかと思っております。また、それが間違っておればまたちょっと今担当に調べさせていただいておるところでございます。

続いて、積立金ですね、譲与税P26ページ、こちらにつきましては、譲与税の確定がありましたので、もうそのままこの額を積立金に積立て増しをするというところでございます。教育委員会のほうで一部繰り……。

はい、取り崩して活用するということでございます。

あと、P27ページの灯浮標の修繕ということでございますけど、先ほど松本議員からも御質問ありましたように、議員おっしゃるとおり県と同じ業者のブイを使っております。今、実際県のほうも1つ流されておいて陸揚げしているところがございますので、県と同じ業者でありますので、少し対策を考えていきたいなというふうに思っておりますので、今回はちょっと対策までは考えていないんですが、今後の課題とさせていただきます。どうぞよろしくお願いし

ます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） トイレカーの件についてお答えさせていただきます。

今回整備を予定しておりますトイレカーにつきましては、まず水洗用の給水用タンクが700リットル以上ということで予定しております。そしてまた、排水用タンクにつきましては960リットル以上ということで予定しているんですけども、目いっぱい使いましてこの給水がなくなった時点で使用できなくなるということになります。その清掃なんですけど、やはりくみ取り事業者の方にバキュームカーでくみ取りっていうことを依頼するという形になります。

そして、トイレカーが単独でそのし尿を運搬できないかということなんですけども、これにつきましては今のところそういった仕様の車両が出ていないかというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 給湯器の燃料の御質問でございます。

災害時に実際そのガス、灯油、電気、そこがどこまで確保できるかっていうところにつきましては、あと例えば避難所の先ほど言いました総務課のほうでのスポットクーラーのガスとか、そのこの辺りまでの話は具体的にはできておりません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、ごめんなさい、先ほどの質問の中で林業振興費の中でちょっと付箋が上へ貼ってしもうてあって、有害の駆除の件で質問せなあかんの、ちょうどそこに付箋が落ちてたんで貼り替えてしもうたんで。ちょっと有害の中で、小動物と大型獣害の話をされてあったんですけど、鹿、イノシシとかというのは多分また今年も増えるんやと思うんですけど、ちょっと一般で聞くんやけど、小動物のわなのおりが貸出しが壊れているやつが多かったり、その辺が期間が1か月とか、せっかく設置して慣れてきたらもう引揚げみたいな形っていうことをちょこっと聞くんやけど、その辺の小動物おりとかというのを、ことを検討はこの中でされてあるのかを一点と。

ブイの件なんですけど、多分鎖が切れるほうが多いですよ、あそこは。多分、以前修繕したときは鎖を強化したっていう話がしたと思うんですけど、今回は上の部分が壊れたということで、こんな工事するんやったら下の鎖も強化できるんやったら、あそこどうせ2つがまたどっちかが先に傷むんやと思うんでその辺も検討していただきたいというのが一点と。

トイレカーの件なんですけど、多分グレータンクってその便の入れるところと、あとウォッシュレットやから清水がなかったらあかんということやから、どっちか切れたらもう終わりやっということやっていうんですけど、水の補給はできると思うんやけど、そのし尿の処理ができませんと思うんやけど、例えばそれが浄化槽の上にトイレができるようなところへ直接落とせるようなものがあれば、そういうのがあったら回数何回も使えるんやなど、管理の許可制もあってトイレの場合は浄化槽の関係であるんやと思うんですけど、そういうことができたなら、せっか

くお金をかけて整備できるんやったらそういう機種もあったらと一回考えてほしいなと思って
思いやっただけです。

すいません、給湯器の件なんですけど、どこの被災地でも大体ガスはどっかにあるってい
う、その災害協定を結んでなかったり被災された家についてたり、ガスの補給って簡単なん
ですけど灯油っていうのは結構難しいと思うんですよね。だから、その教育委員会なんで避難所
っていうことを考えんとするんやと思うんやけど、それは費用的には高くなってくるんやと思
うけど、その辺もう一回検討してもらえんのかなと思って、その辺。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産関係についてお答えさせていただきます。

26ページの有害駆除報酬費に当たるところだと思います。なので、今回備品購入でもうそ
ういではなくて、捕獲に対する報酬費でございますので、そちらの増額補正予算となってお
ります。おりの検討についてはまた別途検討させていただきます。

あと、続いてブイの強化ですけども、こちらも引き続き検討の材料とさせていただきますの
で、どうぞよろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） トイレカーの件でございますけども、そのし尿の処理ということで直
接マンホール等にし尿を排出できないかということなんですけども、今のところそういった仕
様の車両につきましてはございませんが、今後またそういった改良が可能であるとか、そうい
った情報がございましたら、そういった情報にも気をつけてまいりたいというふうに考えてお
ります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 避難所としての利用というところでございます。

そちらに関しましては、避難所を管轄しております総務課のほうと一度話をさせていただき
たいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 何点かお伺いしたいと思います。

21ページのその老人福祉費の需用費、修繕料、これはゆうゆうの浄化槽の修繕だったと思う
んですが、これについては福祉基金、金額少ないんですけど、福祉基金を割り当てるとかです
ね、そういうことは考えられなかったのかどうか。せっかくゆうゆうの関係で積み立てられて
いますので。

それと、32ページなんですけども、そのトイレカーなんですけど、先ほどどこへ置くかという
問いに関しまして安全なところというふうにお答えあったんですが、安全なところというのは
どういうところなのかなと。実際には、災害があったときに津波のところではあかんのかな、
高いところという意味なのかなと思ったんですけども、その辺りとですね。

それと、イベント、災害対応ということであっても常時使ってなかったら運用等できませんので、イベントでの貸出しということになると思うんですけども、これの運転は誰がするのか。職員ができるのかどうかですね、まずね、自分らがする場合。それと、貸出した場合には誰がするのか。使用料とかですね、清掃か何かもせなあかんですよね。そこら辺り、貸出し規定みたいなものを設けるんかどうか、そこら辺りお伺いしたいと思います。

それともう一点、33ページに勝小のこの給湯器の関係なんですけども、本町はゼロカーボンの補助、宣言都市でもありますし、まずその補助金が公共施設の、太陽光発電でヒートポンプですか、そういうのも使ってとか、充電器とかということをや大々的におっしゃっておられたんで、そういう検討っていうのをまずできなかった、規模的に難しいんかも分かりませんが、私まずその検討をしたのかどうかお伺いしたいと思います。後の質問では、やはりそこが避難所になってますので、どうしてもそのエネルギーの確保ができるものということになるかと思うんですけども、まずゼロカーボンの補助金の活用とかですね、そういうことは考えたのかどうかお伺いをいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

デイサービスセンターゆうゆうの浄化槽修繕費130万円について、福祉基金を使う考えはなかったのかということでございます。以前にゆうゆうの自動車購入で基金を使わせていただきました。今回、ちょっと福祉基金の取崩しというのは考えてございませんでした。今後、備品、こういった大規模な費用の要るようなものにつきましては積極的に福祉基金のほうを活用していきたい、せっかくでするのでそのように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、トイレカーの通常時の保管場所ということでございます。

先ほどの質疑の中で安全な場所ということでお答えさせていただいたんですけども、震災時に津波で浸水しない場所ということで考えてございます。例えばですけども、消防・防災センターなどの駐車場ということで考えてございます。

それから、誰が運転するかということなんですけども、これはシャシーが3トン車がベースとなつてございますので、中型免許があれば運転できます。職員でも普通免許を比較的取った時期が古い方については中型の免許がございまして運転ができるものでございます。

それから、その使用規定をつくるべきではないかということなんですけども、それは御指摘のとおりかと考えてございますので、また整備に当たって、貸出しするに当たってはそういった使用規定の整備につきましても考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 給湯器の燃料の関係で、電気のところですね、ゼロカーボンの観点から考えなかったかということなんですけども、先ほども説明で申し上げましたとおり、電気

式に関しましてはメーカーのほうとのやり取りといった中で、メンテナンス等ですね、なかなか地元の業者でガス、灯油、ほかの機器に比べるとしにくいと。そういった過去の実績も踏まえた中でほかのところに選んだというところでございます。かつ、補助金に関しましても、現在負荷を掛けて運転しているっていうところの中で、給食を止めるわけにいきませんので、一刻も早くということで補正予算のほうを計上させていただきましたんで、その点の理由もごさいますんでよろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 33ページのその給湯器の関係なんですけども、今の教育委員会の事情というのとはよく分かったんですけども、その今ゼロカーボンの補助金、まだ動いてますよね。その補助金の事業の中にはこういう勝小なんかやったら当てはまらんという、大きさとかでですね、内容とかですね、そういうもんなんでしょうか。そこだけちょっと、まず検討されたのかどうかというのをお聞きしたいんです。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） お答えいたします。

マルコウについての今環境省からいただいている補助金については公的なものには使えないということで、するときはね。今、町立温泉病院の屋上に今これをやらせていただいておりますが、そういうところ業者に、漁協とか冷蔵庫とか小学校とか、いろいろ調査させていただいたところ、海から近いことによって不適という判断もされた部分がございます。今回、またその業者幾つかある中で勝浦の製氷、冷蔵庫の上も不適かなぐらいに変わってきてくれたところもありますので、また各業者に屋上に設置が可能かどうか、この、この時点では屋上には不適という答えをいただいておりますので、屋上に太陽光発電をすることは断念しております。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 当初、その公共施設にもう全面的にやるんやというお話だったもんですから、病院、一つ仕方が、一つされたのは分かるんですけども、ですから、こういう勝浦の小学校に関してもそのときは塩、塩害でもう無理やというふうな判断だったと思うんですが、やはりこういう話が出たときにですね、まず公共施設をやるんやということであったので、まず最初に検討すべきかなと思います。その辺りもう一度お願いします。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） おっしゃるとおり検討はしたんですけども、その不適という烙印を貼られていたこともありまして、勝浦小学校も海にも近いのもあるし、太陽が当たりにくい部分も、校舎はこっち側にありますので、それもあるって照明時間等々は、屋上の日照時間等を業者調べておりますので、あまり適していないという部分でございました。一応は検討はしたんです。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） すいません、トイレカーなんですけど、トイレカーのそのタンクの使用回数ですね、大便器、使用回数大体どれぐらい可能なのか。リッター数は聞いたんですが、1回どれぐらいあれするかっていうのは分かりませんか。どれぐらいの使用回数できるのか。

ほんで、そうしてまたそれくみ取り清掃するのに幾らぐらいの経費が費用がかかるのかっていうのも、またお貸ししたときにどっちが負担っていうのもあるやろうし、その費用がどれぐらいなのかという。

ほんで、そのトイレカーでそういう作っている業者ですね、何業者ぐらい国内にあるのか。1業者なのか、2業者ぐらいあってそこで入札されるのか。どれぐらい、メーカー何社ぐらいあるのか分かったら教えてください。

ほんで、それで勝浦小学校のその件なんですけど、給湯器の件なんですけど、そのいろいろ、いろんなことを勘案した中、灯油ボイラーということに決断されたと思うんですけど、普通に考えたら、松本議員も言われていたように、そういうのを使う量によつての機種になると思うんですけど、あくまでも聞いてないから分からない、想像の中、灯油ボイラー何基かと思う、1基じゃなしに2基なんか3基なんかっていうのはあるんですけどね、まず、そのときに使用量によつて、まずその何基か考えてるんかだけ教えてください。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

その仕様、くみ取りなしで何回できるかということなんですけども、その汚水用のタンクが約1,000立米になっています。すいません、失礼しました、1立米、1,000リットルになっています。洗浄用の水のタンクが700リットル以上ということで仕様がなっております、その大体平均ですけども、流す際の水の量が小便の場合は6リットル、大便の場合は8リットルということで言われておりますので、大体それから換算すると100回程度使えるのではないかとというふうに推測しております。

それから、そのくみ取り手数料ですが、現在通常のくみ取り手数料が18リットル当たり220円となっております。また、仮設トイレの場合はその量ではなしに1基当たり6,600円となっております。今回、このトイレカーはこれ初めてですので、どのような手数料でくみ取っていただけるかっていうのは、これはくみ取り事業者さんと今後話が必要かなということで考えてございます。仮に仮設トイレと同等と考えるのであれば、1回当たり6,600円ということになろうかと思ひます。

それから、もう一点なんでしたか。

すいません、業者数ですけども、ちょっと国内にこの仕様を作成できる業者が幾つあるかということは私のほうでは押さえてございません。ただ、同等の仕様書で和歌山県が発注した入札に応札できたのが1社であったということで聞いております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 給湯器の基数ですけども、6基組みで1ユニットの、6基組みです

ね、6基組みのものとなっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） このトイレカーのこのイメージの写真あるんですけどね、もう1社というんやったら、入札あれしたって1社になるのかもしれませんがね、何社かあるならね。私、金額じゃなしにどっちみち買うなら耐久性のあるもの、長く故障のしないええもんを選んでいただきたいと思いましたのでね。何社かあれば、金額じゃなしにその使用している部品とかそういうものの質のええやつで、できるだけ長いこと使える、すぐ2年や3年で壊れていくもんやないやつを選んでいただきたいと思ひましてね、ちょっとお聞きしたんですけどね。その購入の際にはそういうことも踏まえて実施していただきたらと思ひます。

そうして、この勝浦小学校なんですけど、これ1組6基なんですか。1組なんですか。もうこれはもうセットになってあるんですかね。それとも、単体のやつを6つつってということで、もしその単体のやつを6つというならね、松本君言われるようにその使用量によってもしかしたら減らせるかも分らん。1基幾らっていうのは聞くのはやめますけどね。6基ある、後からもし、また後で3基、4基にしといてですね、それで使って量が足らなんだと、あと1基増やすって言うたとて、多分なんですけど、多分でちょっと申し訳ないですけど、それ1基増やすことによってその工事が、工事費が当初やるより特別高くなることはないと思ひますわ。ただのボイラーの配管ですのね。そういうところも踏まえてね、予算ですからね、あくまでも予算で認めますけどね、その実施に当たってはちゃんと調べて、必要以外のものをわざわざ設置するお金使うことないですからね。6基のところを4基、また5基でいけたらね、少しでもそういうことも検討して、実施の際には気をつけていただきたいと思ひます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

その入札に当たってその仕様書の中で材質などにつきましても加味しまして入札したいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 基数含めましていろいろ御意見いただいておりますので、その辺再度確認しまして精査したいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開15時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時49分 休憩

15時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 貴重な時間を費やして申し訳ございません。

先ほど、3番城本議員からの質問への答弁の冒頭、マルコウ、公の建物にはこの使えないというような発言をいたしました。これを取り消していただいて、条件によっては補助金の活用ができるというふうに訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） お諮りします。

ただいまの副町長の発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、訂正することを許可します。

~~~~~ ○ ~~~~~

# 日程第10 議案第67号 令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（曾根和仁君） 日程第10、議案第67号令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第67号令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,154万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,590万9,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額22億745万6,000円、補正額1,154万7,000円の減額、計21億9,590万9,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括です。

歳入及び歳出それぞれ補正額1,154万7,000円の減額をお願いするもので、5ページ歳出の補正額の財源内訳は、一般財源が1,154万7,000円の減額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款6繰入金、目1一般会計繰入金の補正額1,154万7,000円の減額については、人事異動による人件費補正に伴うものです。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、目1一般管理費の補正額1,154万7,000円の減額は、節2給料から節4共済費まで、人事異動による人件費の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第68号 令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2

号)

○議長（曾根和仁君） 日程第11、議案第68号令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第68号について御説明いたします。

議案第68号令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,014万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,176万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金から款7繰入金の歳入合計、補正前の額20億161万9,000円に補正額4,014万3,000円を増額し、計20億4,176万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括では、4ページの歳入、5ページの歳出ともに同額でございます。

5ページ歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金867万9,000円、その他864万円、一般財源2,282万4,000円でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款3国庫支出金、目2地域支援事業交付金268万6,000円を増額と、次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金864万円の増額と、次の款5県支出金、目1介護給付費負担金465万円の増額と、次のページをお願いします、款5県支出金、目1地域支援事業交付金134万3,000円の増額並びに款7繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金400万円から節5その他一般会計繰入金114万1,000円の増額は、後ほど歳出で説明いたします介護給付費や地域包括支援センター運営費等の歳出補正に伴い増額をお願いするものでございます。

8ページをお願いします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金1,634万円の増額は、今回補正する介護給付費の財源としまして、国庫支払基金及び町の法定負担分を超える分について基金からの繰入れをお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費114万1,000円の増額は、人事異動に伴う人件

費の調整分でございます。

10ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費は、要介護の方を対象とする認知症対応型通所介護やグループホームのサービス費となります。1,200万円の増額は、グループホームの給付費の増によるものでございます。

目3施設介護サービス給付費1,300万円の増額は、要介護の方を対象とする特別養護老人ホームの入所サービス費の増によるものでございます。

目4居宅介護福祉用具購入費140万円の増額は、こちらも要介護の方を対象とする入浴補助用具や腰かけ便座等の購入費を補助するもので、利用者の増によるものでございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費560万円の増額は、要支援の方を対象に、訪問看護や福祉用具貸与等の在宅サービスを提供するもので、利用件数の増により補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費667万9,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の調整分でございます。主に、町立温泉病院から派遣いただいております理学療法士1名分の増でございます。

目2任意事業費、節12委託料30万円の増額、説明欄記載の地域自立生活支援事業委託は、低栄養状態にある65歳以上の方に対する見守りを兼ねた配食サービスで、利用者の増によるものでございます。

款5諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金2万3,000円は、令和4年度介護給付費、財政調整交付金の額の再確定に伴う変更で、返納金でございます。

12ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 12 議案第 69 号 令和 6 年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長（曾根和仁君） 日程第12、議案第69号令和 6 年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第69号令和 6 年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,110万8,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

歳入合計の補正前の額2,014万4,000円に補正額96万4,000円を追加し、2,110万8,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4 ページの歳入、そして次の 5 ページの歳出、それぞれ補正前の額2,014万4,000円、補正額96万4,000円、計2,110万8,000円でございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金、補正額96万4,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費、節12委託料50万円につきましては、第 1 売場に設置しておりました変圧器で、説明欄上段の含有調査業務につきましては、変圧機器設備に P C B の含有の有無を調査するものでございます。その下の廃棄物処分委託につきましては、P C B の含有があれば専門業者に処分を委託するものでございます。節24積立金につきましては、前年度繰越金から、先ほど説明しました委託料を差し引いた額46万4,000円を積立金に増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） すいません。この市場で、第1売場のやつですね。これ、ほかの売場に、あそこの施設にもこの変圧器をもう取らな、撤去せなあかんとか、そういうやつまだあとほかにも何基もあるんですかね。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 現在の市場についてのPCBの、要は変圧機器の設置状況というか、処分する必要があるかの、必要があるPCBの設置状況でございますけど、低濃度、もう高濃度についてはもう処分は終わっておりますので、低濃度の設置がある今回の変圧器は今回の補正の対象の部分のみとなっております。

〔「ないんやね」と呼ぶ者あり〕

はい、ないです。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第70号 令和6年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第13、議案第70号令和6年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本君。

○水道課長（楠本 定君） 議案第70号令和6年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和6年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億111万4,000円に補正予定額388万9,000円を減額し、計4億9,722万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億5,689万3,000円に補正予定額388万9,000円を減額し、計4億5,300万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,470万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,911万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,558万9,000円で補填するものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額4億9,577万円に補正予定額109万8,000円を増額し、計4億9,686万8,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額3億1,925万3,000円に補正予定額109万8,000円を増額し、計3億2,035万1,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額7,590万3,000円に補正予定額476万2,000円を減額し、計7,114万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額388万9,000円の減額でございます。

内訳につきましては、人事異動に伴う人件費の減額補正と今回の議案第65号で御可決賜りました新料金体系につきまして、来年6月1日からの運用に合わせ、現在導入しております料金システムの改修作業に約半年必要となりますので、今回その業務に係る費用をお願いするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費、補正予定額109万8,000円を増額補正をお願いするものでございます。説明欄記載の金属探知機につきましては、一般的に知られていますポールの先についた円盤状のアンテナを地面から僅かに浮かせ、舗装などで埋まって

いるマンホールやメーターボックスなど金属製の物体を探すものとは異なり、主に送信機と受信機とに分かれ、送信機から発する微弱な電流を付近の仕切弁などに直接流す、あるいは送信機から地中に磁場を発生させることで金属製埋設管に電流が流れ、管路を取り巻くように磁場が発生いたします。この磁場の向きと強度により、地上から受信機で管路の位置と深度を正確に探査する測定装置一式でございます。なお、この装置は今から20年以上前に購入し使用しておりましたが、今年度に入り不具合が発生し、修繕して使用できないか試みましたが、当時の修理用部品もなく専門業者からも修繕できない旨回答がございましたので、今回その購入に係る費用をお願いするものでございます。

議案書4ページから7ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

補正予算に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（曾根和仁君） 日程第14、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 諮問第1号について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定してございます。

現在、本町における人権擁護委員は6名の方に御活躍いただいております。そのうち、小林眞人氏が令和7年6月30日に任期を迎えることとなっておりますが、引き続き推薦いたしたくお諮りするものでございます。

小林氏は、長年にわたり小・中学校の教員として新宮東牟婁地域の教育に携わってまいりました。また、退職後は地域の一員として地区の人権相談員や区長などを務められております。長年の教員経験に加え人権擁護に理解が深いことから、令和4年7月に人権擁護委員に委嘱され、現在まで人権相談や人権啓発に御尽力いただいております。今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、今回議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和7年7月1日から3か年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時36分 散会